

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和4年3月7日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

皆様、おはようございます。

ただいまから、令和4年平泉町議会定例会3月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

諸報告2ページをお開き願います。

本定例会3月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3ページをお開き願います。

令和3年に採択された請願・陳情の処理の経過及び結果の報告について、町長から報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

5ページをお開き願います。

監査委員から、令和3年11月分から令和4年1月分までの現金出納検査の結果について及び令和3年度11月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

45ページをお開き願います。

次に、本定例会3月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

46ページをお開き願います。

報告事項については、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

諸報告その2、2ページをお開き願います。

平泉町選挙管理委員長から選挙管理委員の告示について通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、広域連合議会議員から報告を行います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

1番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

1番、大友仁子です。

それでは、諸報告の47ページをお開き願います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会につきまして、その概要を次のとおり報告いたします。

令和4年3月7日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、大友仁子。

48ページをお開きください。

令和4年2月16日、午後2時10分より岩手県自治会館におきまして、令和4年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

付議事件についてご報告いたします。

49ページをお開きください。

議案第1号、岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由は、県の状況等を勘案し、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。こちらは原案のとおり可決しております。

50ページをお開きください。

議案第2号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、令和4年度及び令和5年度の保険料率を定めるほか、保険料の賦課限度額を見直す所要の規定の整備を行おうとするものであります。こちらも原案のとおり可決しております。

52ページをお開きください。

議案第3号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて。

提案理由は、令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約の変更を行う必要が生じたため、所要の整備を行おうとするものであります。こちらも原案のとおり可決しております。

54ページをお開きください。

議案第4号、岩手県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について。

提案理由は、第3次広域計画の最終年度に当たり、岩手県が推進する岩手県医療費適正化計画等との調和を保ちながら、一体的に事業を推進していく必要があるため、計画期間を令和5年度まで2年間延長することとし、所要の整備を行おうとするものであります。

こちらも原案のとおり可決しております。

55ページをお開きください。

議案第5号、権利の放棄について。

権利の内容は、第三者行為により代位取得した損害賠償金、権利の金額は39万3,424円、放棄する理由は、債権者の死亡後、相続の意思のある者が不存在であること、債務者の財産に債務相当の換価価値がないことから、債券の回収が困難であるため、権利を放棄するものであります。

す。こちらも原案のとおり可決しております。

57ページをお開きください。

議案第6号、令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ613万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,438万1,000円とするものであります。こちらも原案のとおり可決しております。

73ページをお開きください。

議案第7号、令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,989万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,611億1,121万円とするものであります。こちらも原案のとおり可決しております。

93ページをお開きください。

議案第8号、令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,438万6,000円と定めるものであります。こちらも原案のとおり可決しております。

113ページをお開きください。

議案第9号、令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,592億7,323万5,000円と定めるものであります。こちらも原案のとおり可決しております。

以上、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

以上で岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

これで広域連合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

12月11日、世界遺産登録10周年記念事業閉会式が開催されております。

12月13日、新型コロナウイルス感染症に伴う危機対策本部会議が開催されておりますが、3月4日まで16回、その都度必要に応じて対策等の会議をさせていただいたところであります。

12月21日、平泉町総合教育会議が開催されております。

12月23日、議会の全員協議会が開催されております。

12月23日、子ども・子育て会議が開催されております。

1月1日、磐井清水若水送りに参加させていただいております。

1月6日、平泉町新年交賀会が開催されております。

1月18日になりますが、一関地方農業再生協議会総会が開催されております。

1月22日になりますが、スパルタキャンプ i n 平泉 P y t h o n 編開講式が長島製作所で開催させていただいたところであります。

1月23日になりますが、文化財防火訓練及び消防出初式が開催されております。

1月30日、長島地域交通安全祈願祭が長島地域で行われております。

2月19日になりますが、スパルタキャンプ i n 平泉 P H P 編の開講式が開講されております。

2月22日になりますが、町村会定期総会決議に関する知事への実行運動が開催されております。

3月4日になりますが、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設・新最終処分場の住民説明会が開催されたところであります。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、11番、升沢博子議員及び1番、大友仁子議員を指名いたします。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会3月会議の会議期間は、本日から3月16日までの10日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から3月16日までの10日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定におきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第3、令和4年度町長施政方針演述を行います。

町長、登壇願います。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

令和4年平泉町議会定例会3月会議の開催にあたりまして、令和4年度の町政運営の基本方針及び重点的に行う施策について、所信の一端を申し上げます。

一昨年から続く新型コロナウイルス感染症は、変異を繰り返しながら世界的に猛威を振るい、いまだに収束の兆しが見えない状況が続いております。

その影響は、町民や事業者など多岐にわたっておりますが、困難に直面している今こそ、コロナとの共存やポストコロナを見据えた新たな日常へ向けて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があると考えております。

このような中、平泉町は、議会と共に両輪となって新型コロナウイルス感染症への対策を最優先とし、町民の声が町政に響くまちづくりを推進してまいります。

令和4年度の予算編成につきましては、一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算の総額は68億9,953万円余りとなっております。このうち、一般会計予算につきましては、対前年度比15.1%減の46億4,200万円となりました。

歳入面につきましては、地方交付税、国庫支出金が増となる一方、町債、繰入金が減となる見込みであり、地方債の発行に加え、財政調整基金及びその他の主要基金を一部取り崩して必要な財源を確保したところであります。

歳出面につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、新設する学習交流施設、公共交通ほか企業誘致に関連した産業振興、雇用対策に取り組んでまいります。

また、各種予防接種・検診に併せて、町単独医療費助成事業や結婚・出産に対する支援制度を継続するなど、子育てにやさしい住みやすい環境づくりに重点を置き、予算配分を行いました。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計において、被保険者の減少に伴い、対前年度比2.0%減の8億760万円余り、水道事業会計につきましては、3条予算で対前年度比0.5%増の2億9,124万円余り、4条予算では水道施設と管路の更新事業費の減額に伴い、対前年度比9.4%減の4億3,773万円余りといたしました。

令和4年度は、第6次平泉町総合計画の2年目となります。限られた予算ではありますが、町の将来像「輝きつむぐ理想郷」の実現に向け、事業の重点化を図り予算編成に配慮したとこ

ろであります。

次に、令和4年度の基本施策において、重点的に行う施策について申し述べます。

新型コロナウイルス感染症対策。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、マスクの着用、手指消毒の励行など基本的な感染防止対策をいま一度徹底していただくよう町民に継続して呼びかけるとともに、国や県、一関市医師会、近隣市町村と連携を図りながら情報共有等に努め、必要な対策を講じてまいります。

また、3回目のワクチン接種（追加接種）につきましては、関係機関と連携を図りながら接種体制を確保し、引き続き迅速かつ確実に進めてまいります。併せて5歳から11歳までの小児への接種につきましても、共同接種体制を構築している一関市との集団接種及び医療機関での接種を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町民や事業者等への支援につきましては、国の地方創生臨時交付金等を活用し、当初予算のほか機敏に補正予算を編成しながら、状況に応じた対策を講じてまいります。

町民参画のまちづくりの推進。

町民総参加のまちづくり体制の確立につきましては、多くの町民が意見等をまちづくりに反映し、主体的にまちづくりに参加できるよう、様々な機会を通じて意見聴取に努め、町民との直接対話によるまちづくりを推し進め、町民と行政の意思疎通に努めてまいります。

また、まちづくりの重要な担い手となる町民団体等の自主的な活動を促進するため、まちづくり交付金による支援を行うほか、地域の課題につきましては、行政区地域課題対応事業等により町民と一体となって課題解決に取り組んでまいります。

平泉町学習交流施設の開館。

平泉町学習交流施設につきましては、愛称を「エピカ」に決定し、町民待望のにぎわい交流拠点として、いよいよ令和4年7月に開館いたします。

施設の運営につきましては、指定管理者である民間事業者の持つ豊富な知識やアイデアを取り入れ、高度化・多様化するニーズに対応した学習機会の提供を図りながら、町民の自発的・主体的な生涯学習の場づくりを進めるとともに、遊びの広場を開設するなど子育て世代を支援し、安心できる居場所づくりに努めてまいります。

地域公共交通の充実。

令和3年6月から実証実験を行ってまいりましたコミュニティバスにつきましては、アンケート調査の結果や利用者から寄せられたご意見に基づいて運行内容を見直し、令和4年4月から本格運行へ移行してまいります。

また、多様な公共交通の組合せにより、町民のニーズや効率的な運行、公共交通網の維持に努めながら、地域公共交通会議において引き続き協議を重ね、よりよい公共交通網の形成に努めてまいります。

移住定住の推進。

若者の定住化につきましては、結婚祝金や出産祝金、子ども医療費の無料化など、結婚から子育て期までの切れ目のない経済的支援を継続するとともに、新たに若者向け空き家住宅取得補助金を創設し、子育て世代の定住と移住を積極的に進めてまいります。

また、移住定住を促進するための町有地の分譲地が完売したことから、新たな分譲地の造成を検討するとともに、町の課題解決と将来的な移住を目指す「地域おこし協力隊」制度を活用してまいります。

保育・子育て支援の充実。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種施策を継続して実施するとともに、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を目的として設置した子育て世代包括支援センターを中心に関係機関との連携を図りながら、相談機能の強化に努め、子育て支援の充実を図ってまいります。

保育の充実につきましては、子育て家庭の就労状況や生活実態を踏まえた保育サービスを提供するとともに、支援を要する児童に対しては、多様化する利用者ニーズに応じた保育の充実を図り、在宅の子育て家庭に対しては、子育て支援センターやアピユイにおける親子向け行事の提供や一時預かり事業等により支援してまいります。

また、多子世帯やひとり親家庭の保育料軽減の継続及び幼児教育の無償化や、18歳までの医療費の無料化を継続して実施し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ってまいります。

放課後児童健全育成につきましては、平泉地区及び長島地区それぞれの児童クラブにおいて、学校や地域との連携を深めて運営するとともに、児童クラブの運営環境の整備を図りながら、放課後児童の安全で安心な活動を支援してまいります。

地域福祉の充実。

地域福祉につきましては、社会構造の変化や新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者の増加やひきこもりの問題、さらには独り暮らし高齢者世帯への対応など、地域における複雑化・多様化してきている福祉課題に対して、民生委員・児童委員をはじめ各団体と連携強化を図り、地域活動を通して見守りやつながりを支援してまいります。

また、社会福祉協議会との連携を図りながら、町民の地域福祉活動への参画を促進するなど、地域での支え合う意識の醸成と福祉への理解と関心を深めながら、共に支え合うまちづくりに向けて各種施策を推進してまいります。

健康福祉交流館につきましては、地域福祉活動の拠点として、町民相互の交流の場、健康増進の場としてのさらなる利活用に向けた検討と併せ、施設の老朽化を踏まえた整備や今後の運営方向などについても検討してまいります。

高齢者福祉の充実。

高齢者福祉につきましては、第8期高齢者福祉計画及び一関地区広域行政組合で策定した第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、自分らしい生活を営むことができるよう各種施策を推進してまいります。

特にも、住民主体による「平泉いきいき百歳体操」の活動を引き続き支援するとともに、新

しい生活様式に沿った介護予防施策を推進し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

在宅介護支援につきましては、認知症ケアパス（あんしんガイドブック）を活用し、「共生」を重視しつつ「予防」の取り組みを強化するとともに、家族介護手当やタクシー料金の助成、住宅改修補助等を引き続き実施し、在宅での自立した暮らしを可能な限り継続できるよう支援してまいります。

障がい者福祉の充実。

障がい者福祉につきましては、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に基づき、障がいのある方が自らの力でその人らしく暮らしていけるように、日常的な相談から保健・医療・福祉サービスの提供、住まいや就労の場の確保など地域生活を支援する相談体制の整備など、一関地区障害者地域自立支援協議会と連携しながら推進してまいります。

また、関係機関やサービス事業所と連携し、障がいの特性を踏まえたきめ細やかなサービスを提供するとともに、介護者や家族の負担を軽減するため、日中一時支援事業や移動支援事業を継続して実施してまいります。

さらに、「障害者差別解消法」についても普及啓発を行い、障がいのある方もない方も、互いに尊重し合う共生社会の実現に向けて取り組みを継続してまいります。

保健・医療の充実。

保健につきましては、「健康ひらいずみ21（第2次）」に基づいた各種健診や健康教室、相談事業を通し、健康の保持や個人に合わせた支援を図ってまいります。特に令和4年度は、重要領域を「次世代の健康」と定め、次世代を担う子供たちが健康的な生活習慣を身につけられるよう家庭、保育所・幼稚園、学校、地域と連携しながら取り組みを進めてまいります。

また、「健康ひらいずみ21（第2次）」及び平泉町自死対策計画が令和5年度に最終年度を迎えることから、新たな計画の策定に向けて、令和4年度は町民への実態調査及び分析、評価を行ってまいります。

母子保健の充実につきましては、子育て支援アプリ情報配信サービスを充実し、子育て世代の負担感や不安感の解消に努めるとともに、3歳6か月児の健康診査においては、新たに屈折検査機器を導入し、視力の未発達な状態である弱視を早期に発見し、適切な治療につなげてまいります。

また、産後の育児不安等に対する産後ケアの利用期間の拡大や、妊産婦交通費支援、乳児訪問、予防接種、各種子育てに関する教室などを継続して実施してまいります。

乳幼児期における発達支援につきましては、各関係機関とのネットワークを構築しながら、支援体制と各種教室の充実を図るとともに、就学前の子供を対象とした相談体制や保護者支援の強化に取り組んでまいります。

不妊に悩む夫婦への支援につきましては、不妊治療助成制度を引き続き実施し、経済的負担の軽減を図ってまいります。

医療対策につきましては、一関市医師会等の協力を得ながら在宅当番医制事業、夜間救急医療対策事業、二次救急医療事業により、広域での地域医療体制の充実を図ってまいります。



国民健康保険につきましては、財政運営主体である岩手県とさらに連携を深め、適切な運営を推進してまいります。

また、第2期保健事業実施計画及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診等の多様な受診機会を提供するとともに、受診率の向上及び保健事業の効率的な実施を図り、被保険者の健康増進と医療費の抑制に努めてまいります。

農業の振興。

地域農業の振興につきましては、農家、農業従事者の減少を食い止め、産業としての農業を維持していくことが課題であり、意欲と能力のある認定農業者及び地域農業の担い手の支援に取り組むとともに、新規就農者支援事業による農業後継者及び新規就農者の育成・確保に努めてまいります。

水田農業につきましては、主食用米の需要が年々減少傾向にある中、県から示された米の生産目安に基づき、一関地方農業再生協議会と連携しながら、安全・安心な良質米生産を推進するとともに、需要に応じた生産調整を進め、経営の安定を図ってまいります。

園芸振興につきましては、地域の特性を生かした野菜、花卉の生産振興や道の駅平泉への出荷促進に向けて、関係機関と連携しながら支援してまいります。

地産地消の推進につきましては、関係機関や生産者と連携を図るとともに、生産者と認定店等との情報共有を図りながら、地産地消推進事業等を実施してまいります。

また、女性農業者等による新商品の開発や農産物の6次産業化等に向けた取り組みを支援してまいります。

畜産の振興につきましては、いわて南牛振興協会等と連携し、ブランド牛「いわて南牛」を安定して供給できる体制の確立を推進するとともに、コロナ禍における子牛販売価格の先行き不透明が続く中、安定した畜産経営が図られるよう関係機関と連携を強めてまいります。

生産基盤の整備につきましては、地震・集中豪雨等による災害防止や施設の老朽化に対応するため、防災・減災や国土強靱化などの対策による農業用施設整備を関係機関及び団体と連携しながら支援してまいります。

農山村環境の保全。

東稲山麓地域世界農業遺産の取り組みにつきましては、当地域の活性化を図るため東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会を中心に、関係機関と協力しながら認定に向けて3回目の挑戦をしてまいります。

農地の保全につきましては、農業・農村の有する多面的機能が維持・発揮されるよう、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用しながら、農村集落活動の活性化や農村環境の保全と機能向上に対する取り組みを支援してまいります。

農地の有効活用につきましては、「人・農地プラン」のさらなる充実に取り組むほか、農業委員会と連携し農地中間管理事業による地域の中心となる担い手への農地集積を図ってまいります。

都市と農村との交流につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、実現可

能な内容での交流継続を目指し、平泉町グリーン・ツーリズム推進協議会による教育旅行の受け入れや農家民泊等の開業を支援してまいります。

鳥獣被害につきましては、国の補助も活用しながら、鳥獣被害対策実施隊による捕獲や電気柵の設置等の対策を実施するとともに、鳥獣被害対策実施隊員の育成・確保に努めてまいります。

森林資源の保全につきましては、平泉町森林経営計画に基づき、除間伐等適正な森林資源の管理と計画的な森林の保全を図るとともに、森林病虫害防除を引き続き実施してまいります。

また、森林経営管理制度の運用による意向調査の回答を踏まえた対応を検討するとともに、経営管理権集積計画の策定等を進め、森林の適正な経営管理の促進に努めてまいります。

森林資源の活用につきましては、西行桜の森や大文字キャンプ場の環境整備、東稲山の桜情景復活事業などによって誘客効果を高め、利用促進に努めてまいります。

#### 観光の振興。

観光の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束状況を鑑みながら、JRの北東北デスティネーションキャンペーンを基軸とし、平泉観光協会等の関係機関、ガイドの会等の団体と連携しながら、世界遺産平泉の理念とSDGsとの共通性を説いたガイドブックを活用し、教育旅行の誘致などのプロモーションを積極的に展開し、併せて、平泉町ウォーキングトレイルや西行桜の森ウォーキングルート、伝統工芸、仏教関連等の体験メニューの充実を図り、滞在型観光への転換を推進してまいります。

また、平泉スマートインターチェンジや平泉世界遺産ガイドダンスセンターの完成によって、観光客の動線が大きく変化する可能性もあることから、各交通機関と連携し、巡回バスやレンタサイクル、語り部タクシー等の運用を効果的に行うことで二次交通の充実を図り、周遊観光を促進するとともに、平泉スマートインターチェンジ駐車場につきましては、イベントを誘致するなど積極的に活用してまいります。

さらに、本町の地理的特性や文化財などを生かしながら、和歌山県田辺市などゆかりのある都市との交流を通し相互理解を深めることで交流人口の拡大を図り、また町民の国際化への意識を高め、飲食店のメニューや案内表示などの細部にわたる多言語化を推進し、外国人観光客への対応が可能な地域づくりに取り組んでまいります。

令和4年度は、平泉町観光振興計画の最終年度に当たることから、5年の計画期間の総括を行い、社会情勢や本町の現状を踏まえた上で、令和5年度からの新たな計画を策定してまいります。

#### 商工業の振興。

商工業の振興につきましては、平泉商工会と連携して新型コロナウイルス感染症によって影響を受けている事業者の支援を最優先とし、その上で平泉町経営発達支援計画や平泉町事業継続力強化支援計画、平泉町創業支援等事業計画に基づき、地元に着目した魅力ある商店づくりや中心街路のにぎわいを促進することで商業活動の活発化や再生を目指し、ひらいずみ創業塾の開催や平泉町創業支援ネットワーク会議を軸とした多様な事業展開を切れ目なく行うことに

より、創業、事業承継及び経営力向上による経営基盤の強化に取り組んでまいります。

また、経営環境改善の一助となる店舗リフォーム促進支援事業及び空き店舗対策事業の運用、各種融資制度の周知と活用を促すことによって、中小企業の振興と経営の安定に努めてまいります。

さらに、特産品開発支援事業や取引支援促進事業等を継続的に実施することによって、販路開拓や技術開発、サービス提供等へ支援を行い、海外出展も視野に入れた新たなビジネスモデルの創出を促してまいります。

働く場の充実。

企業誘致につきましては、町内の工業団地に空きスペースがないことから、新しい工業団地の造成を検討するとともに、企業版ふるさと納税を活用した「バイオレジリエンス産業都市」を目指す実質的な活動を促進してまいります。

また、誘致企業が安定した生産活動を行えるよう増設等に対しては補助金を交付するなどフォローアップを行うほか、誘致企業と連携したプログラミング人材の育成事業を引き続き実施し、町内での起業に向けた支援に取り組んでまいります。

雇用の拡大や産業の活性化などへの波及効果が期待される国際リニアコライダーの誘致につきましては、関係機関と連携を図りながら情報収集・意見交換を行い、普及啓発に努め、政府による日本誘致の方針決定を促すなど、近隣市町村と共に積極的に取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、商工会やハローワーク等の関係機関と連携・情報共有しながら、企業訪問や企業懇談会等を通じて企業間の情報交換を積極的に推進し、雇用要請活動や若者等ふるさと就職支援事業補助金を継続し、新規学卒者へのふるさと就職ガイダンス等の場を設け、地域雇用の確保と地元就職の促進を図ってまいります。

また、少子高齢化が一段と加速している中で、町シルバー人材センターへの運営費補助等を継続しながら、高齢者の適正かつ安全な就業に努めてまいります。

安全・安心なまちづくり。

地域防災力の充実につきましては、消防団員の報酬見直し等処遇改善を行うほか、消防団配備の消防車両を更新し、防災・減災力の強化を図るとともに、防災に対する普及啓発に努め、町民の安全・安心な暮らしを維持してまいります。

交通安全対策につきましては、警察や交通指導隊、交通安全母の会、交通安全協会等の交通安全関係機関と連携を図りながら、年間を通じた季節ごとの交通安全運動をはじめ、日々の街頭指導や啓発活動、交通安全教室などを実施し、特に高齢運転者の事故防止や死亡事故ゼロ日の継続など、交通事故のない安全な町の実現に向けて取り組んでまいります。

災害時における要援護者への支援につきましては、避難行動要支援者避難支援計画に基づき、関係機関や民生委員・児童委員、地域団体等の理解と協力を得ながら、要支援者名簿の更新と見守り支援を行い、併せて個別支援計画につきましては、福祉や介護専門職との連携協力を図りながら作成に向けて取り組んでまいります。

災害時における災害ボランティアセンターの設置につきましては、社会福祉協議会と連携し、

災害ボランティアへの対応などに備えてまいります。

道路の整備。

道路の整備につきましては、町道ねずみ沢線を継続して実施するとともに、町道大佐3号線を含む町道樋ノ沢大佐線の事業化に向けたルート検討を行ってまいります。

また、平泉スマートインターチェンジに隣接する駐車場にトイレを設置し、利便性の向上を図ってまいります。

さらに、県道平泉停車場中尊寺線の早期完成並びに主要地方道一関北上線の早期改良整備を図るため、県に協力してまいります。

上下水道の整備。

水道事業につきましては、引き続き配水管の布設替え工事と鉛製給水管の布設替え工事を実施するとともに、各浄水場と窟ポンプ場の電気計装設備、機械設備の更新、並びに戸河内浄水場の設備改良を実施してまいります。

また、有収率の向上、事務経費及び維持管理費の縮減等に取り組み、安全・安心な水の安定供給に努めるとともに、引き続き施設の耐震診断調査を実施し、計画的に水道施設の更新を行い、健全な経営の確保を図るため、水道事業基本計画（新水道ビジョン）に基づき、事業を実施してまいります。

下水道事業につきましては、おおむね整備が完了したことから、施設の適切な維持管理、経費の縮減に努めるなど、経営の質と効率性の向上に取り組んでまいります。

上下水道事業の広域連携につきましては、人口減少に伴う水需要の減少と施設の老朽化等に対応した持続可能な事業運営を確保するため、広域化・共同化について引き続き検討を進めてまいります。

合併処理浄化槽の設置につきましては、引き続き支援してまいります。

住宅・市街地・公園の整備。

住宅の整備につきましては、木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業を継続して実施してまいります。

町営住宅につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、高田前団地の水洗化工事を継続して実施してまいります。

スマートインターチェンジ周辺の土地利用につきましては、企業等との懇談を通じて情報交換を継続し、商業施設等の誘致を目指してまいります。

公園の整備につきましては、子育て世代からの要望を踏まえ、引き続き検討してまいります。

環境保全の推進。

自然環境の保全につきましては、環境意識の向上を図るため、町民への環境保全に関する啓発や広報活動を行うとともに、地域団体との連携による地域での環境保全活動を推進してまいります。

再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー化の促進につきましては、一般家庭における住宅用新エネルギー設備の設置に対する補助を新設するとともに、住宅用高効率給湯器の設置に

に対する補助を継続してまいります。

一般廃棄物処理につきましては、一関地区広域行政組合をはじめ関係機関と連携を図りながら、ごみの分別収集の徹底と減量化、不法投棄の監視強化等による廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会の構築に向けて取り組んでまいります。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の建設につきましては、一関市及び一関地区広域行政組合と連携して整備を進めるとともに、余熱エネルギーの有効活用に向けた検討を行ってまいります。

放射線対策につきましては、東京電力への自治体賠償に向けて原子力損害賠償紛争解決センターへの4回目のあっせん申立ての検討や令和3年度の損害賠償について、県と連携しながら取り組んでまいります。

空き家対策の推進。

空き家対策につきましては、空き家等の調査を進めるとともに、空家等対策計画の見直しを行い、特定空家等に対処してまいります。

また、空き家・空き地バンクへの物件登録を促進し、空き家等の有効活用に努めてまいります。

情報環境の充実。

自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進につきましては、行政手続のオンライン化と併せて庁舎内部事務の効率化やテレワークの推進を図るとともに、業務改善にAIやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用を検討してまいります。

情報セキュリティ対策につきましては、町が保有する情報資産の機密性、安全性及び可用性を維持するため、平泉町情報セキュリティポリシーに基づき実施してまいります。

住民情報系システムにつきましては、一関市、陸前高田市、釜石市、住田町、一関地区広域行政組合と本町の6団体で締結した自治体クラウド協定により、情報システム標準化や共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を進めてまいります。

また、行政サービスの効率化と利便性の向上を図るため、マイナンバー制度の普及啓発及びマイナンバーカードの取得率の向上を促進するとともに、マイナンバーカードの多目的利用の一環として全国のコンビニエンスストア等において、戸籍、住民票及び税証明等の各種証明書を交付する体制整備を進めてまいります。

景観の保全・整備。

景観の保全・整備につきましては、豊かな自然と美しい景観を守り、次世代へ継承するため、関係機関及び町民の協力を得ながら、道路、河川等の環境整備を引き続き実施してまいります。

また、平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例と平泉町屋外広告物条例の周知を図り、町民、地域及び企業等が一体となって世界遺産の町にふさわしい景観の保持に努めてまいります。

景観形成に係る補助制度につきましては、屋外広告物の改修や和風建築物の新築に対し、引き続き実施してまいります。

教育の振興。

教育の振興につきましては、平泉町教育大綱に掲げる「一人ひとりが輝き、幸せを実感できるまちの実現」を目指し、家庭・学校・地域・行政が連携し、世代を超えて学び続けるまちづくりを推進することによって、さらなる教育の発展に努めてまいります。

小・中学校の児童生徒用に整備されたICTを最大限活用しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する学びと、子供たちの個性を最大限に生かす学びの一体的な充実が図られるよう取り組みを推進してまいります。

また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）による「地域と共にある学校づくり」を目指すとともに、「平泉学」を基軸とした多くの町民が地域について学び合う機会の拡充を図り、郷土愛の醸成と人材の育成に取り組んでまいります。

平泉の文化遺産の保存と活用。

平泉の文化遺産の保存と活用につきましては、平泉の価値や理念、貴重な遺産を後世に継いでいく意識醸成を推進するための取り組みを進めてまいります。

遺跡調査、史跡整備につきましては、平泉遺跡群調査整備指導委員会の指導の下、無量光院跡の庭園整備と、旧観自在王院庭園の再整備に向けた内容確認調査を着実に実施してまいります。

令和3年度は、町民総参加のまちづくりの実現を推進するために地域懇談会を開催いたしましたが、21行政区全てを回って開催できるのも、コンパクトな町の「強み」であります。寄せられたご意見やご要望は広範囲に及びましたが、区長を中心とした地域の皆様との対話を常に大切にしながら、役場と町民が一緒になって課題を解決してまいりたいと思いますので、皆様方のお力添えをお願いいたしますとともに、今後も忌憚のないたくさんのご意見等をお寄せください。

今回、提案いたしました令和4年度平泉町一般会計予算・特別会計予算・企業会計予算並びにその他の議案につきましては、議員各位のご理解とご協力、そして町民の皆様への町政へのご参画を心からお願い申し上げまして、私の施政方針の表明といたします。

令和4年3月7日、平泉町長、青木幸保。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで令和4年度町長施政方針演述を終わります。

暫時休憩といたします。11時15分まで休憩といたします。

---

休憩 午前11時00分

再開 午前11時14分

---

議長（高橋拓生君）

それでは再開いたします。

日程第4、令和4年度教育行政方針演述を行います。

教育長、登壇願います。

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

本日、ここに令和4年平泉町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、令和4年度の教育行政施策について所信の一端を述べ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに。

一昨年以来、全世界に猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症は、昨年後半には僅かに収束の兆しは見え始めたものの、その後変異株が再拡大し、いまだ収束の見えない状況の中で新年を迎える事態となっております。昨年は、学校において休校措置こそありませんでしたが、運動会、学習発表会・文化祭をはじめとする諸行事の縮小開催、修学旅行の時期・訪問地変更等、対応に迫られた1年でした。

また、社会教育においても各種事業の変更や縮小、あるいは中止などの処置を講じなければならなくなり、町民の皆様にご迷惑やご不便をおかけしてまいりました。

そのような現状において、コロナ禍というかつて経験したことのないつらい体験の上に立ち、平泉の教育を安易にコロナ禍以前に戻すことを是とせず、何を継続し、何を新たにつくっていくかについて、原点に立ち返って真剣に議論し知恵を出し合っていくことが重要であります。

それらを踏まえ、新しく向かえる年度は、コロナ後の新しい平泉の学びの年となるよう、家庭・学校・地域・行政が連携した協働による学校づくりや、全世代による平泉学の推進を中心に据えながら、持続可能な開発につながる教育、ICTを活用した学習活動への取り組みの推進など、今日的な教育課題の解決を図っていきたいと思います。

本年度の7月には待望の学習交流施設が開館します。世界文化遺産の地平泉における教育の基本は、先人が紡いできた歴史やその中に込められた思いを踏まえ、平和で持続可能な社会づくりのための学びであります。この学びは学校教育のみで実現するものではなく、全世代の学びの中で実現すべきものであります。そして、その拠点こそがこの学習交流施設であると考えます。幼稚園や学校を含めた全ての世代が学び合い、互いに交流し合いながら豊かにそして共に想像力を育める交流施設となるよう様々な活用方法を考えていきたいと思っております。

本年度も「平泉町教育大綱」に掲げます「一人ひとりが輝き、幸せを実感できるまちの実現」を目指し、家庭・学校・地域・行政が連携し、世代を超えて学び続けるまちづくりを推進し、さらなる町教育の発展を目指してまいります。

以下、教育行政各分野の重点施策について申し述べます。

第1に「生きる力を育む学校教育の推進」についてです。

「確かな学び（知）」「豊かな心（徳）」「健やかな体（体）」のバランスの取れた教育を展開し、平泉の子供として「生きる力」を備えた児童生徒の育成を目指していくために、以下の3点を重点施策として推進してまいります。

第1点目は、「確かな学びの保障」です。

子供たちの確かな学びを保障するために、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「何ができるようになるか」という育成を目指す資質・能力を意識した上で、「何を学ぶか」という指導すべき内容を明確化し、「どのように学ぶか」という指導方法を柔軟に見直しながら指導してまいります。また、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「社会に開かれた教育課程」を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や教育課程の質の向上を図ります。

さらに、小中学校の児童生徒用に整備されたICTを最大限活用しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する学びと、子供たちの多様な個性を取り入れた学びの一体的な充実が図られるよう取り組みを推進してまいります。

英語教育の充実に向けて、中学生への英語検定全額補助や、グローバル社会を生きる児童生徒のコミュニケーション能力を育成するため、英語教育推進員や外国語指導助手（ALT）を配置し、小中学校を通して学びを円滑に接続させ、学習内容を発展的に生かしてまいります。

第2点目は、「豊かな心の育成」です。

子供たちの豊かな人間性や社会性などを育むため、一人一人の豊かな情操や自己肯定感の育成、及び良好な人間関係を構築できる協調性を育成することを目指してまいります。そのために、発達段階に応じた適切な生徒指導や、物事を自分事として捉え、多面的・多角的に考えることを目指す道徳教育の充実を図ります。

特にも、「いじめは絶対に許されない」という強い認識を持ち、「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校全体が組織的かつ計画的に取り組むとともに、教員、保護者、子供の信頼関係を大切に、いじめの早期発見、早期対応に努めてまいります。

第3点目は、「健やかな体づくり」です。

「健やかな体づくり」については、子供たちが自らの体力や健康に関心を持ち、体力の向上と心身の健康の保持増進に努め、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成してまいります。

子供の心身の調和的発達を図るため、運動を通して体力を養うとともに、給食を中心とした食育の推進を通して食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるなど、健康的な生活習慣の形成に努め、生涯を通じて健康・安全で活力のある生活を送るための基礎が培われるよう、豊かな人間性と心身の健康の保持増進を図ってまいります。

スマートフォンやゲーム機器等は、使い方によっては子供の脳や体に深刻な健康被害をもたらすリスクがあることを様々な機会を通して理解されるよう取り組みを推進してまいります。

部活動の在り方に関する方針に基づき、生活・学習とのバランスを図り、適切な活動となるよう努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を可能な限り抑制し、教育活動に与える影響を最小限にとどめるため、マスクの着用や手洗い、手指の消毒など基本的な感染予防対策について指導を行い、児童生徒の健康・安全が守られるよう取り組んでまいります。

第2に「子どもの暮らしと学びを育てる家庭教育の向上」についてです。



「子育てのための情報発信」、「生活習慣づくり」、「家庭と地域のつながり」を取り組みの柱に、以下の3点を重点施策として推進してまいります。

第1点目は、「子育てのための情報発信と学習機会の提供」です。

家庭での生活、家族との触れ合いは、子供が基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、社会的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を果たすことから、子供の健やかな成長を支えていくため、発達段階に応じた子育ての学習機会の提供や、子育てに関する情報発信を行うなど、家庭教育の支援に努めてまいります。

第2点目は、「情報化社会における生活習慣づくり」です。

ICTの急速な進化によるスマートフォン、タブレット端末等情報メディアの普及により、生活の利便性が向上した反面、ネット依存、有害サイトを通じた事件・トラブルなど、子供たちを取り巻く様々な問題が懸念されています。

そのため、教育振興運動の全県共通課題である「情報メディアとの上手な付き合い方」に継続して取り組み、家庭での情報メディア利用に関するルールづくりの定着を目指し、家庭学習や読書活動等と連動した有機的な取り組みを推進してまいります。

また、子供の発達において、直接顔を合わせてのコミュニケーションや、会話や遊びの中で現実体験を共有することが、豊かな心の成長に重要な役割を果たすことから、社会教育を中心に様々な体験学習の機会を提供してまいります。

第3点目は、「家庭と地域のつながりづくり」です。

核家族化が進行し、地域との関係性が希薄化している現代社会において、「家庭と地域のつながりづくり」は重要な課題となっております。

これまで長年培ってきた教育振興運動を基礎に、今後はコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）により、保護者や地域と学校が情報や課題を共有し、共通の目標・ビジョンを設定し、組織的かつ継続的な連携・協働体制の構築に努めてまいります。

第3に「まちづくりと生きがいくりのための社会教育の充実」です。

「生涯学習の機会の提供」「地域課題を考え合う学びの場づくり」「生涯スポーツの振興」を柱に、以下の3点を重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、「自発的・主体的な生涯学習の機会の提供」です。

町の活力を生み、育てる平泉町学習交流施設「エピカ」を拠点に、指定管理者の持つ民間事業者の豊富な知識やアイデアを取り入れ、高度化・多様化するニーズに対応した学習機会の提供を図りながら、町民の自発的・主体的な生涯学習の場づくりを進めてまいります。

第2点目は、「地域課題を考え合う学びの場づくり」です。

まちづくりの基盤である「郷土への愛着と誇りの醸成」を図るため、ライフステージに合わせた「地域を知り、理解する」ための学習プログラムを継続的に提供し、多くの町民が互いに向き合い学び合う中で、地域課題を考え合う場を創出し、地域のことを自ら考え自発的・主体的に行動することができる人材の育成に取り組んでまいります。

第3点目は、「健康づくり・体力増進のための生涯スポーツの振興」です。

町民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができる地域社会をつくるため、気軽に参加できる体験プログラムやスポーツ大会等を開催するとともに、地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」との連携を図り、日常的にスポーツに親しむ機会の充実に取り組んでまいります。

第4に「過去に学び、今を見つめ、未来を考える「全世代型平泉学」」についてです。

SDGsの理念に基づき、持続可能なまちづくりを推進するために、以下の2点について重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、「幼保小中で取り組む系統的な平泉学」です。

地域学習を通して、平泉のよさを理解し、平泉に愛着を感じ、誇りに思う子供たちを育成してまいります。また、世界遺産としての平泉の文化遺産やその価値について理解を深め、文化遺産を尊重する態度を育成してまいります。さらに、平泉学を通して、未来の自分や平泉、平和への願いについても考え、発信しようとする態度を育成することを目指してまいります。

見たり、聞いたり、行事などに参加したりする「参加体験型学習」、資料などから平泉を知り、話し合い、知識を深める「地域思考型学習」、他の地域で平泉を発信し行動する「発信行動型学習」という3つの学習をサイクル的に進めることで、より質の高い学びを目指すとともに、「黄金平泉情報発信プロジェクト」や「わくわく平泉学スクール」など、社会教育と連携した学習へも継続的に取り組み、まちづくりの基盤となる「郷土を想う心の醸成」に努めてまいります。

第2点目は、「世代を超え地域で学ぶ平泉学」です。

子供から大人まで、地域全体で学び合う学習活動を「全世代型平泉学」として位置づけ、多くの町民が地域のことを学び合う機会の充実に図ってまいります。

そのため、平泉学を軸に教育振興運動や地域学校協働活動を積極的に推進し、子供を中心に地域住民が集まる場を創出することで、世代間交流の促進や地域活動の活性化を図り、豊かな地域コミュニティの構築につなげ、持続可能なまちづくりを目指してまいります。

第5に「芸術文化の振興と文化遺産の次世代への継承」についてです。

「人材の育成」、「文化活動の振興」、「文化財の保護」を取り組みの柱に、以下の3点について重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、「地域の文化や遺産の価値を学び、伝えていく人材の育成」です。

地域の文化や文化財に親しみをもち、大切に護り伝える心を育むために、わくわく平泉学スクール、地域学習、郷土芸能体験講座、幼稚園・保育所の園児による「謡」の取り組みや、文化財愛護少年団の活動支援を行ってまいります。

世界遺産の価値や理念、貴重な遺産を後世に継いでいく意識醸成を図るために、平泉世界遺産の日の記念事業、ときめき世界遺産塾への取り組みを進めてまいります。また、拡張登録に向けた調査研究を進めてまいります。

第2点目は、「多様な文化活動の振興と地域力の向上」です。

郷土への誇りと愛着をもち、心豊かな地域社会を実現するために、文化芸術に接する機会の

充実や文化活動の活性化を図ってまいります。

文化活動に取り組む環境の整備と神楽鑑賞会の開催など活動発表の場を提供してまいります。また、後継者育成のため、平泉町芸術文化協会への活動支援や後継者育成事業に取り組んでまいります。

第3点目は、「文化財の調査研究の推進と適切な保護・活用」です。

無量光院跡の整備につきましては、池北側の岬と入江の整備を行います。旧観自在王院庭園につきましては、池南東側と車宿北側の内容確認調査を実施し、再整備に向けた資料の蓄積を図ってまいります。

埋蔵文化財の保護につきましては、開発事業との調整を図りながら必要な調査を実施し、遺跡の保護に努めてまいります。また、12世紀当時の様相を知る上で欠かせない木製品、金属製品などの腐食しやすい出土遺物については保存処理を計画的に実施し、恒久的な保存に万全を期してまいります。

調査内容につきましては、現地説明会、調査報告会の開催や、広報等への掲載を行うとともに、関係機関と連携しながら研究成果の情報発信を行ってまいります。

毛越寺保存修理及び達谷西光寺所有の木造不動明王座像保存修理につきましては、事業主体である所有者との連携を図りながら、必要な支援を行ってまいります。

未指定の文化財につきましては、専門家の指導を得ながら現地調査を行い、価値の掘り起こしに努めてまいります。

以上、基本的な考え方と施策の大要について申し上げましたが、町民の負託に応えられるよう努力してまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和4年3月7日、平泉町教育委員会教育長、吉野新平。

議長（高橋拓生君）

これで令和4年度教育行政方針演述を終わります。

---

議長（高橋拓生君）

日程第5、議案第6号から日程第16、議案第17号まで条例案件3件、事件案件3件、補正予算案件6件、以上合計12件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件3件、事件案件3件、補正予算案件6件、合計12案件につきましてご説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

議案第6号、平泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律の一部改正により所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、4ページをお開きください。

議案第7号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、5ページ記載のとおり消防団員の処遇改善を図り、消防団員を確保するため、消防団員の年額報酬及び出動報酬の引上げ等を行うとともに、消防団員の定数を現在の人口を踏まえた定数に見直しを行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、6ページをお開きください。

議案第8号、平泉町文化観光振興基金条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、平泉町文化観光振興基金条例の失効期限を延長するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、7ページをお開きください。

議案第9号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。

対象施設名、宿泊交流体験施設「浄土の館」、施設の所在地、平泉町平泉字毛越248番地、指定管理機関、令和4年7月1日から令和9年3月31日まで、指定者住所、東京都足立区栗原三丁目10番19-105号、団体名、光管財株式会社。代表者氏名、代表取締役、田中光。

提案理由でございますが、宿泊交流体験施設「浄土の館」の管理を行わせるため、平泉町浄土の拠点施設設置条例に基づき、指定管理者を指定しようとするものでございます。

次に、8ページをお開きください。

議案第10号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、戸河内辺地における公共的施設の整備を促進するため、当該辺地に係る総合整備計画を変更しようとするものでございます。

次に、10ページをお開きください。

議案第11号、町道の路線認定及び廃止に関し議決を求めることについてでございます。

次の町道路線を認定及び廃止するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、13ページをお開きください。

議案第12号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第11号）でございます。

令和3年度平泉町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,526万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6,754万5,000円としようとするものでございます。

次に、73ページをお開きください。

議案第13号、令和3年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和3年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,090万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,443万円としようとするものでございます。

次に、83ページをお開きください。

議案第14号、令和3年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ392万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,808万9,000円としようとするものでございます。

次に、87ページをお開きください。

議案第15号、令和3年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和3年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ677万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,160万円としようとするものでございます。

次に、95ページをお開きください。

議案第16号、令和3年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和3年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,261万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,067万9,000円としようとするものでございます。

次に、103ページをお開きください。

議案第17号、令和3年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和3年度平泉町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入といたしましては、第2款簡易水道事業収益補正予定額1,000円。

支出といたしましては、第1款水道事業費用補正予定額19万3,000円、第2款簡易水道事業費用補正予定額100万円。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,857万1,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,533万円、建設改良積立金1,500万円、過年度分損益勘定留保資金9,824万1,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入につきましては、第1款水道事業資本的収入補正予定額1,622万9,000円の減、第2款簡

易水道事業資本的収入補正予定額368万3,000円の減。

104ページをお開きください。

第4条、予算第5条に定めた企業債の額を次のとおり改めようとするものでございます。

起債の目的、水道建設改良事業につきましては、変更前の限度額は1億9,580万円を変更後の限度額1億7,800万円に、簡易水道建設改良事業につきましては、変更前の限度額7,690万円を変更後の限度額6,910万円に変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ変更前と変更後、同じでございます。

第5条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1,533万6,000円に改めようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第6号から議案第17号まで、ただいま説明があった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第17号まで、条例案件3件、事件案件3件、補正予算案件6件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第17、議案第18号から日程第23、議案第24号まで、令和4年度一般会計予算及び特別会計予算並びに下水道事業会計予算、水道事業会計予算、合計7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

令和4年度各会計当初予算案件7件につきまして、説明をさせていただきます。

令和4年度平泉町一般会計、特別会計、下水道事業会計、水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

議案第18号、令和4年度平泉町一般会計予算でございます。

令和4年度平泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億4,200万円と定めようとするものでございます。

次に、153ページをお開きください。

議案第19号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計予算でございます。

令和4年度平泉町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億760万円と定めようとするものでございます。

次に、179ページをお開きください。

議案第20号、令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和4年度平泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,640万円と定めようとするものでございます。

次に、191ページをお開きください。

議案第21号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算でございます。

令和4年度平泉町の健康福祉交流館特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,490万円と定めようとするものでございます。

次に、203ページをお開きください。

議案第22号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計予算でございます。

令和4年度平泉町の町営駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,330万円と定めようとするものでございます。

次に、223ページをお開きください。

議案第23号、令和4年度平泉町下水道事業会計予算でございます。

第1条、令和4年度平泉町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、汚水処理戸数1,193戸。

第2号、年間総処理水量36万6,825立方メートル。

第3号、1日平均処理水量1,005立方メートル。

第4号、主要な建設改良事業、ア、管渠建設費154万円、イ、流域下水道施設建設負担金700万6,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

収入といたしましては、第1款下水道事業収益2億8,508万円。

支出といたしましては、第1款下水道事業費用2億8,488万円。

224ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,813万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額77万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2,133万7,000円、当年度分損益勘定留保資金6,602万1,000円で補填するものでございます。

収入といたしましては、第1款下水道事業資本的収入1億2,314万1,000円、支出といたしましては、第1款下水道事業資本的支出2億1,127万5,000円と定めようとするものでございます。次に、259ページをお開きください。

議案第24号、令和4年度平泉町水道事業会計予算でございます。

第1条、令和4年度平泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給水戸数3,008戸。

第2号、年間総給水量93万9,000立方メートル。

第3号、1日平均給水量2,573立方メートル。

第4号、主要な建設改良事業、ア、一般改良事業費3億1,501万1,000円、イ、設備改良事業費2,468万4,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

収入といたしましては、第1款水道事業収益1億7,089万9,000円、第2款簡易水道事業収益1億2,034万5,000円。

260ページをお開きください。

支出といたしましては、第1款水道事業費用1億5,944万3,000円、第2款簡易水道事業費用1億2,196万2,000円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,348万6,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,239万8,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金8,108万8,000円で補填するものでございます。

収入といたしましては、第1款水道事業資本的収入1億6,014万1,000円、第2款簡易水道事業資本的収入1億6,410万7,000円。

261ページでございます。

支出といたしましては、第1款水道事業資本的支出2億2,542万1,000円、第2款簡易水道事業資本的支出2億1,231万3,000円と定めようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案について、先例によって、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第24号までの予算案件合計7件については、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。13時より再開いたします。

---

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

---

議長(高橋拓生君)

日程第24、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は登壇の上、発言を願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

7番、真竈光幸議員。

7番(真竈光幸君)

7番、真竈光幸です。

通告1番、真竈光幸であります。

逃げる2月、去る3月というように、月日のたつのは大変早いものでございまして、年明けからあつという間に令和3年度最後の定例会となりました。

今回質問いたしますのは6件についてであります。

1件目は、高齢農業者支援についてであります。

過疎化が進む中山間地域、農産物の出荷が困難な高齢農業者を支援する農産物の庭先集荷を道の駅を運営する指定管理者へ、町の高齢農業者物流支援事業として委託することを検討できないか所見を伺います。

2件目は、令和4年度から小学校5年、6年での導入が進められています小学校の教科担任制について4項目伺います。

1つ目に、その対象となるのは、算数、理科、英語、体育となるのか伺います。

2つ目に、そのために退職教員の活用策としての再任用について見解を伺います。

3つ目に、制度を導入することについてのメリットとデメリットを伺います。

4つ目に、令和4年度より授業配分の裁量権が学校に認められることとなりますが、教科担任制との関わりはどうなるのかを伺うものです。

3件目の質問ですが、令和2年度の学校保健統計調査の結果を見て、新型コロナウイルス感染症予防対策による児童の生活習慣の変化による影響がどうかを伺います。

4 件目は、学校等への不審者の侵入に対する備えについてであります。

昨年11月に宮城県登米市の保育施設へ刃物を持った不審者が侵入する事件がありました。職員の機転により事なきを得ましたが、本町保育並びに教育施設への不審者への備えとしてのマニュアルと訓練について伺います。

5 件目は、生理の貧困への対処についてであります。

経済的な理由により、生理用品の用意が困難な児童を支援するための方策について伺います。

1 つ目に、小中学校で生理用品を無償で提供する方策を検討できないか伺います。

2 つ目に、学校での相談体制の構築について伺います。

3 つ目に、学校のトイレの改修で児童が利用しやすい環境の構築について見解を伺います。

最後であります、拉致問題解決に向けた町民への問題啓発について伺います。

平成20年6月に岩手県におきまして、政府、救う会、岩手県等の共催で北朝鮮による拉致被害者救出のための国民大会 i n 岩手が開催され、この問題を風化させず、国民が一丸となって取り組んでいかなければならない問題であるとの呼びかけを行ったところであります。その解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠であり、特に若い世代に理解促進を図ることが重要であることから、次の項目について検討されないかを伺うものです。

1 つ目に、町のホームページに北朝鮮による日本人拉致問題として、内閣官房拉致対策本部への外部リンクを貼る。2 つ目に、文部科学省からの「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」の発令に基づく学校等における上映の促進。

以上、項目の多い長い質問となりましたが、答弁をよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、農産物の出荷が困難な高齢農業者を支援する農産物集荷についてのご質問がありました。

平成30年度後半から道の駅平泉の産直出荷を促進するために、「農産物出荷作戦」と称して道の駅平泉野菜出荷部会で検討を始め、令和元年度に集荷事業開始に向け町から同部会へ補助金5万円を交付し支援したところであります。

この集荷事業は、自宅にある野菜を気軽に道の駅平泉の産直に出荷できる仕組みでありまして、道の駅平泉に出荷者登録をしていない生産者を対象に道の駅平泉野菜出荷部会で集荷し、道の駅平泉野菜出荷部会の団体名義で販売するものであります。長島地区を中心に現在も継続されております。

このようなことから、高齢農業者物流支援事業として委託することは考えておりませんが、道の駅平泉に農産物を出荷できる体制づくりの整備に今後も取り組んでまいります。

2 番目から5 番目の学校等に係るご質問につきましては、後ほど教育長が答弁いたしますが、4 番目の関連で、保育施設への不審者の侵入に対する備え及び6 番目の拉致問題解決に向けた

啓発についてお答えをいたします。

まず、4番目の質問、保育施設への不審者の侵入に対する備えについてですが、保育所においては、危機発生時は児童や職員の安全確保を図るとともに、平常時及び危機収束後にあっても施設の点検、安全管理に努め、「生命の大切さ」を最優先し、危機に対して職員が一致して対処していくことなど、職員が職場での安全確保等を図っていくための「危機管理マニュアル」を作成しているところであります。

「危機管理マニュアル」では、大きく「事故防止と安全管理」や「危機管理体制の整備」、「危機管理事項と発生時の対応」、「危機発生後の対応」について職員が共通認識し、常に対応できるよう整理しているところであります。

ご質問のあった不審者への対応については、危機管理事項と発生時の対応として、日常の安全確保としての取り組みや、万一の場合の避難体制、警察や保護者等への連絡体制、家庭への働きかけ、保育所の付近や散歩途中に不審者を発見した場合の対応などのほか、不審な電話への対応など、具体的な対応について整理し、職員間で常日頃から危機意識を持ち対応していくとしております。

保育所には、さすまたや防犯用カラーボールを設置しており、また避難訓練の年間計画の中に不審者対応の訓練を年1回実施しているところであります。

次に、6番目の質問、拉致問題解決に向けた啓発についてであります。北朝鮮当局による拉致問題は、日本の主権及び国民の生命と安全に係る重大な問題でございます。この拉致問題の早期解決のためには、この問題を風化させないよう国と連携を図りながら、北朝鮮当局による人権侵害問題に対する町民の関心と認識を深めていくことが重要であると考えております。

当町では、毎年12月10日から16日までの「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせ、町役場庁舎において周知ポスターの掲示や広報ひらいずみ12月号に拉致問題の啓発記事を掲載するなど、町民に向けた啓発活動を実施してまいりました。

今後はさらに議員ご提案のとおり、町のホームページに「北朝鮮による日本人拉致問題」に関する項目を作成したり、関係機関の情報リンクを設けるなど、積極的な情報発信に努めながら、拉致問題に対する町民の意識を啓発するとともに、政府の後押しになるような機運を盛り上げてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

私からは、初めに、令和4年度から小学校5年、6年での導入を進めている教科担任制についてのご質問にお答えいたします。

令和3年7月に「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について」（報告）がまとめられました。その中では、「優先的に専科指導の対象とすべき教科について」として、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と、中学校の学びにつながる系統的な指導の

充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育について優先的な専科指導の対象とすべき教科とされています。

よって、小学校での教科担任制の導入を検討する段階では、外国語、理科、算数、体育の4教科について優先的に検討していくことが考えられます。

当町におきましても、本年度は平泉小学校において理科について国から配置措置を受けまして、より専門的な指導を行っております。

次に、退職教員の再任用につきましては、近年、定年後の再任用が進んだことで60代の現任教員が増加していくことが予想されます。その中で、教科の専門性があり、豊富な知識や経験を持つ再任用教員を教科専科として配置されることは、学校としても頼もしい力となります。

一方で、60代という体力面を考慮しますと、例えば体育については、専門の若手教員らに任せるといったような仕組みも必要になってくるのではないかと考えております。

次に、教科担任制を導入することによるメリットとデメリットについてですが、期待されるメリットは4点考えられます。

1点目は、専門性の高い学習が行われることにより、授業の質の向上や学習内容の理解度、定着度の向上が期待されることです。

2点目は、中学校での学習生活に順応しやすく、小中学校間の円滑な接続に寄与できることです。

3点目は、従来は学級担任しか知らなかった児童の問題を学年間の教員で共有できるようになり、複数の教師により児童の指導に当たることを通じて、多面的な指導、支援ができるようになることです。

4点目は、教師の担当する教科が減少することで、教師の負担が軽減されるということです。

また、想定されるデメリットとしましては、まず時間割や指導の方向性を調整していくための打合せ時間が必要になることなどが挙げられます。また、教科間の連携が容易にできなくなることや個々の子供の生活と学習を関連づけて指導することが制限されることなどが考えられます。

以上のメリットとデメリットを踏まえ、十分な準備の基で進めていくことが必要であると考えております。

次に、授業配分の裁量権についてですが、授業時数特例校制度により教科ごとの授業時数の配分を変更できるようになります。しかし、この制度は全学校において行われるものではなく、特別な教育課程を編成して教育を実施する必要性が認められる場合において文部科学大臣より指定され認められるものになります。

平泉町においては、世界遺産学習や地域学習等、学習の素材が豊富にあり、地域の特色を生かした教育課程を組むことも可能ですが、児童生徒の実態や学校の状況を踏まえ、これまでどおりの授業時数の配分により教育課程を編成していくことがよいと考え、この制度への指定は希望しておりません。

よって、現在のところ、令和4年度におきましては、これまでどおりの教育課程で進められ

ることになります。

次に、令和2年度の学校保健統計調査の結果と新型コロナウイルス感染症予防対策による生活習慣の変化による影響についてですが、学校保健統計調査は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校を調査範囲として毎年実施され、当町では平泉小学校と平泉中学校の児童生徒全員が対象となっております。

調査内容は、学校保健安全法により毎年実施する健康診断の結果に基づき、児童生徒の発育状態（身長、体重）及び健康の状態（疾病、異常の有無）について回答を行っています。

新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度と新型コロナウイルス感染症の流行が本格化した令和2年度の調査を比較しますと、発育状態については大きな変化は見られませんでした。基本的な生活習慣の変化などが大きく関わってきますので、感染症の影響だけでなく、スポーツ活動や部活動の時間が減ってきていることや、家で過ごす時間が増えていることに伴い、間食が増加するなどの原因により、今後状態に変化が出てくる可能性があると考えます。

健康状態についても全国平均値と大きな差はなく、大きな変化は見られませんが、各学校においては、各種健診の実施後、結果に応じて病院への受診勧奨を行っており、コロナ禍においても受診控えなどはなく、おおむね例年並みの受診状況となっております。

また、視力低下は顕著でありまして、特に中学校2、3年生については、裸眼視力1.0未満の者の割合が平均を大きく超えています。視力の低下は感染症の影響だけでなく、テレビやゲーム機、スマートフォンなどの電子端末の普及によって増加している背景がありますので、正しい電子端末の使い方について継続して指導を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症によって児童生徒の生活習慣が変わりつつある中で、その影響が顕在化するまでには少し時間がかかると考えられますので、複数年度にわたる調査結果を分析研究し、そこから得られた児童生徒の変化や健康状態を各校の養護教諭と教育委員会で共有し、今後の児童生徒の健康保持増進のための取り組みにつなげてまいります。

次に、教育施設への不審者侵入への備えとしてのマニュアルと訓練についてですが、各学校において事故等が発生した場合に、的確に判断し対応できるよう、教職員の役割を明確にし、安全確保のために必要な対応について共通理解を図るため、「危機管理マニュアル」を作成しております。

マニュアルには各学校の事情等に応じ想定される「日常的な学校管理下における学校事故」、「犯罪被害」、「交通事故」、「災害」等の危険から児童生徒の生命や身体を守るために必要な措置が盛り込まれています。その中で、不審者への対応については、「初めの対応」、「緊急事態発生時の対応」、「事後の対応」について、被害を最小限に抑える観点から具体的な対応について示されています。

また、訓練については、幼稚園、小学校において教職員の役割等を確認するとともに、安全に避難できるよう年1回、不審者への対応防犯訓練を警察と連携し実施しております。中学校においては、不審者が立入りした場合の対応について、一関警察署と確認はしておりますが、

防犯訓練は実施していません。しかし、これらの類似事件を踏まえ、今後実施を検討することとしております。

次に、生理の貧困への対応についてですが、生理の貧困は、経済的な理由などから生理用品を入手することが難しい状況にあることに加え、家族の無理解等により生理用品を入手できない状況のことを指すものと認識しております。

町内の学校においては、生理用品を「必要な場合に保健室にて提供を行う」というやり方で、養護教諭が無償で提供するとともに、必要に応じて備蓄を行っており、学校で備えている生理用品を頻繁に利用する児童生徒はいないことから、生理の貧困と取られる状況はないと思われま

す。相談体制については、生理用品の提供を受ける際に、養護教諭と関わることによって、生理に関する悩み相談だけでなく、身の回りの困りごとや不安、悩みなどについて相談しやすい環境をつくり機能させています。

県内で生理用品のトイレへの設置を始めた市町村もありますが、トイレへの常設は衛生上の問題や誰でも使えることによって、本当に必要な人に行き渡らなくなることなどの問題が挙げられます。したがって、現状では保健室での保管及び提供が最も望ましい対応であると考えます。

今後も現状把握に努めるとともに、各学校の養護教諭と連携して取り組んでまいります。

次に、学校のトイレ改修についてですが、児童生徒がより快適に学習に取り組むことができる環境づくりのため、必要な対応であると認識しておりますが、整備時期につきましては、学校施設の老朽化対策と併せて実施することとしております。

整備に当たっては、不特定多数の人が座った便座に座ることに対して嫌悪感を持つ人も一定数いるため、和式便器は一部残すことなど、多様な意見を尊重しながら、児童生徒の利便性の向上や衛生面に配慮したトイレの在り方について検討してまいります。

次に、拉致問題解決に向けた啓発についてですが、「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」という文書が令和3年4月23日付で内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室長及び文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から教育委員会に届いており、学校へも周知したところであります。また、北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールの依頼もあり、中学校に周知したところです。

令和3年度において、拉致問題に関する映像作品等の活用や北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール等への取り組みは、現在のところ行われておりません。しかし、児童生徒が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考える機会を設けることの重要性は、教育委員会としても各学校においても認識しているところであります。

今後の各学校における人権教育を進めていく上で、このような作品を活用することができることを改めて周知し、活用の促進を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

大変丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

短い持ち時間でございますが、何点か端的に伺ってきたいと思います。

高齢農業者支援についてであります。自分が作った作物が収入になるということにつきましては、高齢農業者の生産意欲の向上と生きがいにつながってまいると考えております。

現在、道の駅の野菜部会が会員登録をしていない生産者を対象にして集荷作業をしていることに、過去令和元年度につきましては補助金を交付したということでございました。また、その後の事業も継続をされているという答弁をいただきました。

ただ、潜在的な利用希望者はまだまだいると思われるのであります。平泉地区の状況と併せてもう少し分かる範囲で利用者の補足の説明をお願いします。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

集荷事業を始めるに当たりまして、令和元年度に町の広報に2回掲載し、周知を図っているところであります。それによりまして、出荷したい方々を募ったということでもあります。また、現在については、集荷者が農家へ個別に声をかけまして出荷者を募っているという状況であります。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

具体的な数字は、把握は当然されていないと思いますが、こうした庭先集荷という方法とはまた違う観点からお伺いいたしますが、野菜部会の集荷だけでは補えないケースがあると思いますが、例えば町内の高齢農業者への集荷してくれるんだという周知方法といたしまして、いきいき百歳体操やふれあいサロンの場で周知をして、その集荷方法はコミュニティバスを活用することも方策としてあり得るのではないかと考えます。

自家消費している野菜が販売でき、集荷も依頼できることになれば、特にも高齢の女性農業者の喜びはいかばかりかと思うのであります。これはいきいき百歳体操をしのぐ健康増進と生きがいづくりにきつと役立つのだろうというふうにご考えます。

現在のコミュニティバスの停留所でありましてごみ収集所まで持ち込めば、コミュニティバスが集荷をしてくれる。こうした方策を農林振興課だけではなくて、まちづくり推進課、保健センターが連携した支援策として検討できないか伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

コミュニティバスを活用した出荷につきましては、現在まちづくり推進課とも協議している

ところがございます。ただ、解決しなければならない課題というものが多くあるのが現実であります。実現可能かどうかということも含めてとはなりますが、引き続きコミュニティバスの活用については検討してまいりたいと考えているところであります。

また、コミュニティバスを活用検討する中で、高齢者を支える仕組みづくりについては、保健センターと連携しながら検討してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

理想は道の駅管理者が庭先集荷を行い、かつ移動販売を併せて行う、そうすることで高齢者の買物支援や見守りにもつながってまいります。道の駅の慢性的な野菜不足の解消と物品販売収益に寄与することにもなろうと思えます。高齢農業者の生産意欲の向上で健康増進にも寄与し、医療費の削減にもつながる重層的に波及効果のある政策になると考えるものであります。

高齢農業者支援は、集落の維持と活性化の支援でもありますので、さらなる効果が生み出せる方策を今後も継続して検討されますことを望みます。

教科担任制について伺います。

小学校は現在学級担任がほとんどの教科を教えているわけですが、児童の学習面や運動能力、また家庭での生活面など、学級担任は総合的に児童の内外について把握をされていると思えます。これが教科担任制にもし課題があるとすれば、複数の担任が問題を共有することは、それはそれでいいと思うのですが、児童の内面の把握が複数の担任になることで、むしろ閉ざされてしまったり、相談しづらくなったりといったような弊害がおきないかどうか、今まで以上に児童の心への目配りが必要になるのではないかと危惧をするものであります。その点いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

ご質問にあつたご懸念されるとおりだと私も考えております。

まず、小学生にとって特に1年生、2年生、3年生ぐらいまでは、学級担任が生活指導と一緒に教科を指導していくのは、生活指導が中心になって進めていくと言っても過言ではないぐらい集団生活を始める一番スタートの時期ですので、1人の学級担任がしっかりと児童理解をしながら教科を教えていくというのが理想でございます。これはやはり小学校高学年になっても学級担任が一人一人の児童をよく観察して信頼関係をつくっていくことはとても大切です。ですので、小学校段階においては、イコール中学校のような全ての教科ということではなくて、やはり教科のみは専門性の高い教科を専科教員としてお願いをするという方向性でいくのが望ましいというふうに思っておりますし、国のほうも全ての教科ということではなく、学級担任を中心としながら、専門的な科目について教科担任制というふうな姿勢は変わっていないと思っておりますので、当町としてもそのような方向性で考えていきたいというふうに思ってお



ります。

ただ、高学年になりますと、やはり学級担任と合うとか合わないとか、そういうすごい多感な時期を迎えていきます。ですので、逆にそこで、例えば、今まではその分養護教諭にお願いして、例えば女子のケアを行ってくれたというようなケースも今まで何回も見てきましたが、そういう意味からして、もう一人、違うその子を見る視点がある、教師がいるということは、とてもその子供にとっては救いとなるときもありますので、そういう意味では、複数で子供を見るという視点はすごく大切なのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ぜひ特段の配慮を持ってお願いしたいというふうに思います。

授業配分の裁量権については、これまでどおりということですので、割愛をいたします。

学校保健統計調査について若干伺いますが、肥満、痩せ過ぎの子供が増加したということが昨年の7月28日に文部科学省が統計調査を発表した中で明らかになってございます。

明らかに新型コロナウイルス感染症予防対策により生活習慣変化の影響が出ているものと思いますが、本町の場合は、あまり特段変化はないようなご答弁でありますけれども、肥満度が肥満傾向児もしくは痩身傾向児といったその変化については、何か見られるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

痩せている子供、太っている子供は、今回そのコロナが原因でということでは明らかな増減ということは見られませんでした。

ただ、やっぱりこれはある程度のスパンで見なければいけないなということが1つと、例えば関東圏と比べますと、関東圏はコロナでかなりの期間休校しております。それも影響あったのかなとは思いますが、平泉町はじめ岩手県は、1か月足らずの、20日ぐらいの休校でしたので、そこだけでということではないような気がします。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、かなり家でのネット、テレビ視聴の時間が長くなっているために、一番最初に視力に来ているのではないかなと思います。その後、やはりこれが体重の増加につながったり、あるいは逆にものを食べなくなって痩せてしまったりという傾向はあると思いますので、これは注意深く統計を見ていくとともに、日々の健康観察等もしっかりと行っていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

## 7 番（真竈光幸君）

この長引くコロナ禍におきまして、隠遁生活が増えていることに間違いはないのですが、その反面、そういったおかげでスマートフォンの操作もしくはゲーム機といった、先ほど教育長の答弁がありました、画面を近くで見る機会が増えたことによる視力の低下がやっぱり危惧されるところであります。こうした家庭での生活実態調査を進めて、生活習慣との関連を分析し、改善する努力を家庭と協力して行うことが必要なのだろうと思います。

午前中の教育長の教育行政方針演述にもございましたが、家庭との連携についての重要性が非常にこのコロナ禍においては重要だと思われまますので、ぜひ特段の配慮をお願いしたいというふうに思います。

昨年の11月9日でありましたが、宮城県登米市の豊里こども園に刃物を持った男が侵入した事件、幸いにも子供や園の職員への被害はありませんでしたが、侵入した31歳の男性が最大でも2人以上殺して死刑になりたかったと新聞上の報道にありました。大惨事になる可能性があったわけでありましたが、今回子供の命を未然に救った日頃の訓練とマニュアルにない職員のとっさの判断だったというふうに高く評価をされておるところでございます。

この豊里こども園は、4月に開園したばかりなのですが、不審者の侵入を想定した訓練を既にこの時点で2回実施をしておいた。マニュアルどおり5分程度という短時間で園児を建物内に避難させる訓練がきっちりできていたということでもあります。結果的に園庭にいた71人の園児を含め204人の園児と職員46人のどなたにもけがはありませんでした。

あらゆる場面を想定したマニュアルとそれを実践できる訓練、そして訓練のその頻度と統一性含めて、やっぱりもう一度見直す必要があるのではないかとというふうに思いますが、簡単にご所見をお願いします。

## 議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

## 教育長（吉野新平君）

今お話ししましたあらゆることを想定して訓練を繰り返し行うというのは、とても必要なのだろうなというふうに思います。ちなみに今小学校では不審者の訓練として、例えば長島小学校では、長小タイムを始めますというような校内放送になった場合は、不審者がいるよという合図なのですね。それから平泉小学校は、全校放送で、これからいずみっこ集会を開きますと言われたらば、これも不審者がいる合図なのです。その合図に沿ってどこに集まってください、体育館に集まってください、校庭に集まってくださいという、次は逃げる場所を指示いたします。こういうふうにあらかじめ想定したマニュアルに沿って、しかも不審者を例えば警察の人に不審者を演じてもらって、具体的に訓練をしているというのは、これは確かでございます。

ただ、今、真竈議員さんがご指摘にあったように、年1回の訓練ですので、いきなりいずみっこ集会を開きますと言われたときに、本当に全ての子供がこれは不審者の合図だというふうに理解しているかという、これはちょっと怪しいというか、全員じゃないかもしれない。忘れていた子供は知っている子供から呼びかけられて逃げるかもしれないけれども、まさに繰り返

返し訓練はしないまでも、一月に1回は何とか集会のときは何するのだっけというふうに興起させるようなことも必要なのかなということを改めて今のご指摘で思った次第でございますので、早速来年度からそういうことを繰り返してできるような体制づくりとか、呼びかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

今のお話にありましたように、長小タイム、いずみっこ集会、そういう隠語は大変必要だと私は思うのですよね。この豊里こども園についても、不審者が入った場合の決めごととして、いかのおすしと表現していたそうです。子供たちが自分自身を犯罪被害から守るために標語があって、知らない人にはついていけない、他人の車に乗らない、大声を出す、すぐ逃げる、何かあったらすぐ知らせる、ふだんから子供たちに復唱させているということでございます。

先ほどの教育長の答弁のとおり職員と児童たちの隠語の必要性は重要だと思いますので、今後も継続して取り組んでいただきたいと思います。

生理の貧困について伺います。

このことは、経済的な理由だけではなくて、要因は様々考えられると思います。生活苦、環境的理由、社会的偏見、虐待、ネグレクト、生理への無理解、知識不足等々考えられるわけがあります。保護者に生理用品を買ってほしいと言えない、または自分で買うのが恥ずかしい、父子家庭で生理の話ができない。生理の貧困は、貧困や衛生上の問題だけでなく、心身の健康や人間の尊厳を持って生きる権利を奪うことになる社会問題、人権問題として理解する必要があるというふうに考えます。

生理中、学校に行けない子供ももしかするといえるのかもしれませんが。様々な機会を制限されたり失ったりすることも、これもやはり生理の貧困だと言えるというふうに思います。そうした負担を取り除くためにも、やはり小中学校、図書館のトイレにトイレットペーパーと同じく生理用品の無償設置をやっぱり行うべきだというふうに考えます。

先ほど来、本当に必要な人に行き渡らなくなったりということがございましたが、企業と連携して、これはスタンド形式でトイレに設置している自治体があります。地域子供の未来応援交付金という制度だそうですが、こうしたことも活用して他の自治体のことも検討されたいかがかなと思うわけであります。

この生理の処理を行うには、トイレでやるわけですが、何よりもこの何回もトイレの話は質問させてもらっていますが、5Kと言われる学校のトイレですね、この改善が遅れているというのは非常に問題だと思います。臭い、汚い、怖い、暗い、壊れているの5Kであります。このコロナ禍によって、手洗い自動水洗化は進みましたが、もう家庭や外部の施設で主流となっている完全洋式化、温水洗浄便座の導入の促進は前倒しで行うべきだと思います。

女子児童が明るく安心して利用できるように、老朽化対策と合わせてではなくて、早急な改修計画を進めるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

まず、ご質問のあった常設といいますか、生理用品のトイレに備付けということに関しては、答弁にもありましたとおりいろいろなその子供の置かれた条件がいろいろあるということで、今いろいろと経済的事由だったり、あるいはその家庭のいろいろな条件によって、そういう必要とするものを手になかなか入らないような状況、そういったことをやはり養護教諭を中心、学担というわけでもいかないでしょうから、そういった方がそういう相談に乗るということで、そういういろいろな悩みごとを話していただくきっかけというのがやはり必要になってくるのだろうというふうに思います。

ですので、これを1つのきっかけとして、その奥にある悩みというか、そういったものに対応していくというのは、やはり学校の対応というのは必要だと思いますし、あとその常設のことについてのお話というのは、まず1つは学校のほうがそういう対応の方針だということもご理解頂きたいというふうに思いますし、いろいろな民間の力とかあるいは国の制度等を活用しての早期な整備というのは、十分やはり衛生環境とか子供たちが衛生上の問題を解決するだけじゃなくて、いわゆる快適に使えるようにするというのは必要なことだとは思いますが、やはりこれらもいろんな財政的なこととか、そういったことを総合的に考えますと、なかなかその整備時期を一定の期間というふうに見ておきまして、これについてもいろいろ議論のあるところだとは思いますが、できるだけ有利なというか、いろんな力をいただきながら、学校のトイレだけではなくて、この問題については公共施設のトイレの在り方ということだと思いますので、そういったことが今後、生理の貧困を1つの例として、女性の人権に関わる問題であるとか、そういった総合的な社会問題というふうに捉えて、そういう議論をこれからどんどん活発化する中で、教育分野としてもそういったところに積極的に携わって対応していくというようなことは必要だというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

最後に、北朝鮮による日本人拉致問題について伺います。

拉致問題は、被害者や被害者家族の問題であるとともに、国家主権が侵害されている問題であります。これは先ほどの町長答弁の中にもございましたこととございます。拉致被害者とご家族の高齢化が進んでおります。問題の解決には一刻の猶予も許されない状況にあります。この岩手県におきましても、拉致の可能性を排除できない事案に係る方が7名いらっしゃいます。

この問題を風化させないためにも、さらなる問題の啓発に努め、拉致被害者全員の早期帰国を実現するための取り組みを強化すべきであると考えております。

そこで教育長にお尋ねをいたしますが、本年2月19日付の新聞に兵庫県加西市立泉中学校で拉致問題のオンライン出前授業が行われていたことが掲載をされました。家族が突然いなくな

り、北朝鮮にいるのに取り返せない、これを自分の問題として考えてほしいと語りかけたというのであります。

それに対し、生徒からは、「解決のために自分たちは何ができるのか」という質問に、授業担当者は、「問題を知り、解決に向けて声を上げることが被害者家族の勇気となり、政府を動かす力となる」と答えていました。

学校現場での映像作品活用とともに、こうしたタブレット端末を活用した取り組みも参考にすべきではないでしょうか。ご所見を伺います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

実際、私もアニメ「めぐみ」を拝聴いたしました。短時間でものすごく内容が濃くて、拉致についての本当に悲痛な思いがストレートに伝わってくる、しかもアニメですから非常に分かりやすく構成されているなどというふうに感じました。ですので、やはり子供たちも見せるべきだなというふうに個人的にも思っております。

それで、学校でこの拉致問題を取扱う場合、教師側にやはり非常にしっかりとした指導をお願いしなければいけない、ただ見せるだけでは意味がないわけです。ひとつ絶対許されない人権侵害行為なのですけれども、その指導の中心が北朝鮮当局に対する非難に主眼を置くのではなくて、あくまでもこれは人権問題の1つとしてこの問題を捉えさせるというのは、とても重要なのだろうなというふうに思います。

拉致されたその家族の心の痛みとか叫びというのを中心に取り上げなければいけないだろうし、そのつらい気持ちに共感する心情をぜひ育てていきたいなというふうに思います。その心情を育てて共感していくことというのは、今後ほかの人の人権についても、人権課題についてもとても大切になってくることではないかな、つまりいじめとかです。拉致問題という大きな問題を「めぐみ」を通して、例えば身近ないじめ、他人のつらさが分かるとか痛みが分かるということをしっかりと指導しながら、その中でその延長線上にまずアニメの「めぐみ」があって、「めぐみ」を見たら、その後で先ほどの話のとおり、では自分たちはどうしていったらいいか、自分たちに何ができるか、直接的にも間接的にもできることがたくさんあるのだと思います。そういう意味のきっかけとしてこのアニメが活用されればいいかなと思います。

対岸の火事として考えないように、ぜひ捉えて指導していただきたいなというふうな思いがいたします。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

特にも、この若い世代、子供の世代については、これは歴史ではないのだ、現在進行形の人権問題なのだということをご指導いただきたいというふうに思います。

先ほど教育長がアニメの「めぐみ」というお話がありましたが、昨年、宮城県の仙台市においては、劇があるのですね、これは教育委員会のみならず、担当は町民福祉課になるのか分かりませんが、今度新しくできます学習交流施設の中でも、こうした観劇なんかもぜひ取り上げていけたらいいのではないかなというふうに考えているところでもあります。

最後に、この問題への関心を高めるために、12月10日から16日までを北朝鮮人権侵害問題啓発週間と定めておるのは承知のとおりでございます。この啓発週間に合わせて町民ホールへの内閣府のポスターの掲示、または町内の学習交流施設含めた公共施設への掲示も含め、最近ではこの啓発週間に合わせて北朝鮮による拉致被害者の救出を願うブルーリボンのバッジの着用の動きが各自治体で広まっておるところでございます。

昨年12月には宮城県仙台市、大崎市で12月定例会に市長と幹部職員が着用して定例会に臨んでおることが報道でございました。本町におきましても、令和4年度の12月定例会には町長以下課長級職員がブルーリボンを着用し、この問題の啓発に努められるように提案するものでありますが、最後に町長にご所見を伺って質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

北朝鮮の拉致問題解決に対しましては、本当に国民を挙げての毎度毎度内閣のそして日本国としての最大の課題というふうに捉えております。拉致被害者であります蓮池薫さんの講演を聞く機会もありまして、そしてお話させていただいた、そういう機会も与えさせていただきました。

そういった中でも、私たちには、本当に先ほど教育長の答弁にもありましたが、対岸の火事でも何でもありません。まさに私たちが今直面している大きな人権問題に対して、まさに世界が共通して取り組まなければならない重要課題だというふう認識いたしております。

ブルーリボンの、今、議員が胸にしております、そのバッジがそのとおりだというふうに認識いたしておりますが、いずれそれがどういう意味をなしていくのかということ、まずは町民の皆さんにしっかりと周知することがまずは大事なことだろうというふうに思いますし、そういったことも踏まえながら、今後さらに検討させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

横田めぐみさんのお母様、早紀江さんは86歳です。大変危惧を、危機感を本当に募らせておるところでございます。ぜひ町民も一丸となって啓発できるように、町としても行動をしていただきたいというふうに願いまして、質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで真筆光幸議員の質問を終わります。

2時15分まで休憩いたします。

---

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時14分

---

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告2番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

1番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

通告2番、公明党、大友仁子でございます。

初めに、子育て支援について伺います。

子育て支援の（1）番、3歳児健康診査での視力検査についてであります。

子育て中のお母様から3歳児健康診査での視力検査について、とてもアナログで、これで本当に目の異常があったときに分かるのでしょうか。もし異常があったとしても、子供自身は人と比較できないから、それが当たり前だと思うので、とても不安ですとの相談を受けました。また、別の方からは、小学校入学前の就学時健診で受けた視力検査で再検査となり、弱視であることが分かり、その段階で治療用眼鏡をかけさせたが、視力はあまり上がっておらず、眼科医の先生からもっと早い段階で気づき治療を開始できていたら、視力が上がる可能性は違ってくると言われたそうです。弱視の子を持つお母さんの中には、なぜもっと早く気づいてあげられなかったのかと自分自身を責める方もいらっしゃると思います。

日本弱視斜視学会のホームページによると、視力は言葉や歩行などと同じく、成長に伴ってだんだん獲得する能力で、ゼロ歳では0.1ぐらいの視力しかなく、3歳頃に大人と同じ視力に達するとされます。弱視という言葉は、通常の教育を受けるのが困難なほどの低視力という意味で一般的に使われていますが、医学的には、視力の発達を阻害されて起きた低視力を指し、眼鏡をかけても視力が十分でない場合を指すと明記されております。

弱視の割合は50人に1人と言われておりますが、早期発見、早期治療で改善できます。3歳で発見された弱視の多くは、就学までに良好な視力を得ることができそうですが、4歳以上では、小学中高学年まで治療が継続され、子供にとって大きな不利になると言われております。

そこで、1番、現状の検査方法で精密検査が必要とされた割合はどのくらいか伺います。

2番、3歳6か月眼科健診に専用機器を導入する考えはないか伺います。

（2）番、出産育児一時金の増額について伺います。

厚生労働省によると、2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額料を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっております。出産にかかる費用は年々増加し、現在の42万円の出産育児一時金の支給額では、賄えない状況になっており、出産する

人が約10万円を持ち出している計算となります。全国の令和元年の出生数は85万5,234人で、前年に比べ5万3,166人減少し、過去最少となりました。当町においても年々減少が続いております。

少子化克服に向け、安心して子供を産み育てられる環境を整えるためには、子供の成長に応じたきめ細やかな支援を重ねていくことが重要であり、一時金は、その大事な一手であると考えます。少子化対策は重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。よって、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を上げる考えはないか伺います。

2番、新しい時代に向けた学びの環境整備について伺います。

本町においても、GIGAスクール構想により1人1台の端末が整備され、全ての子供たちの可能性を引き出す個々に合った学びの実現が期待されております。現在、新型コロナウイルスの感染拡大が増加している中、全ての子供たちの学びの時間を確保するために必要な対策について伺います。

(1)番、オンライン授業を実施するに当たり課題は何か伺います。

(2)番、オンライン学習を長期欠席している児童生徒に活用する考えはないか伺います。

質問は以上となります。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

大友仁子議員からの質問にお答えをいたします。

初めに、子育て支援に関連し、3歳児健康診査での視力の検査についてのご質問がありました。

3歳児健康診査における視覚検査については、平成3年に都道府県が実施主体となり導入され、平成9年には、3歳児健康診査の実施主体が都道府県から市区町村に移管され、現在に至っているところであります。

子供の目の機能は3歳児頃までに急速に発達し、6歳から8歳頃までにほぼ完成すると言われていたことから、3歳児健康診査における視力検査は、弱視の早期発見を目的として実施されております。現在の検査は、各家庭で視力検査と目に関する問診票への記入をしていただき、健診会場では、家庭において視力検査ができなかった場合や、視力の確認ができなかった場合に再度検査を実施しております。また、問診項目において視力の不良やその他の目の異常がないかの確認を行い、その結果、何らかの異常が疑われる場合には、精密検査の受診をお勧めしております。

ご質問の1つ目の現状の検査方法で精密検査が必要とされた割合についてですが、令和2年度は対象者48名中、眼科医への精密検査が必要とされた人は2名で、このうち1名は屈折異常が発見され、治療に結びついております。また、令和3年度においては、令和4年1月末現在で対象者数37名中、精密検査が必要とされた人は2名となっております。



ご質問の2つ目の3歳6か月眼科健診に専用機器を導入する考えはないかについてですが、現在の検査方法では、弱視を完全に発見することが困難であるため、令和4年度において国の補助事業を活用し、屈折検査機器を整備することにしております。この機器の導入により、子供の屈折異常を早期に発見できるものと期待しておりますが、屈折検査のみでは、他の視覚異常を全て検出できないことから、現行の視力検査や問診も併せて行い、弱視を含めた視力異常の早期発見に努め、初期段階で治療ルートに乗せることにより、子供の健やかな成長を支援していきたいと考えております。

次に、出産育児一時金の増額についてのご質問がありました。

出産育児一時金につきましては、被保険者の出産に関して、市町村の場合は、条例の定めるところにより、出産育児一時金の支給を行うものとされております。出産育児一時金は、平成6年の国保法改正により、「出産」という保険事故に対する一時金である「助産費」と「育児手当金」を総合して創設されたものであり、支給基準額は当時の国立病院の平均分娩料を根拠に30万円と大幅に引き上げられたところであり、以後、支給基準額は段階的に、平成21年までに38万円に引き上げられたところであり、

さらに、出産等に係る妊産婦の経済的負担を軽減するため、平成21年10月から平成23年3月までの暫定措置として4万円引き上げられ、42万円になり、平成23年4月以降は、この金額が恒久措置となったところであり、

議員ご質問のとおり、厚労省によると、2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額が約52万4,000円で、5年前より約2万4,000円上昇しているところであり、現在の出産育児一時金の42万円では、到底出産費用の全てを賄えない状況にあり、子育て世代への大きな負担になっているものと危惧しているところであり、

しかしながら、出産育児一時金については、さきの社会保障審議会医療保険部会での議論の整理などを踏まえて、産科医療補償制度の掛金を引き下げる決定をしたものの、少子化対策の重要性に鑑み、42万円が維持されたものであり、このような状況を踏まえ、今後も少子化対策を踏まえた国の議論を注視していきたいと考えているところであり、

そのようなことから、町独自の出産育児一時金の引上げについては、個別の市町村が財政負担を行いながら引上げするものではなく、全国どこの地域においても同等な水準で出産育児一時金が支給されるべきものと考えており、町独自の引上げについては考えておりません。

なお、当町独自の施策も含めた子育て世帯への経済的な支援策としては、昨年度から新たに設けた出産に際しての「出産祝金」の支給、また妊娠5か月目から妊婦の保険診療医療費の全額助成や、高校生等までの子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的負担の軽減に向けて、これからも積極的に進めてまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

私からは、新しい時代に向けた学びの環境整備についてのご質問にお答えいたします。

初めに、オンライン授業の実施に係る課題としましては、次の4点が挙げられます。

1点目は、インターネット環境がない家庭における環境整備の課題です。

町では、家庭にインターネット環境が整備されていない児童生徒に対して、学習用モバイルWi-Fiルーターを貸し出すこととしておりますが、同ルーターを使ってインターネットに接続するためには、家庭で別途、通信回線契約を結んでいただく必要があります。就学援助や特別支援教育就学奨励費を受けている家庭では、通信費の補助を受けることができますが、そのほかの家庭では、通信費の負担が新たに生じることから、負担増は子供たちの学びの保障に資するものであることを丁寧に説明しながら保護者の理解を得て、オンライン授業を進めていきたいと考えております。

2点目は、教育現場での教材や資料の準備のための労力の課題です。

オンライン授業を構築するためには、教員が動画やスライドなど様々な資料を作成する必要があります。教育現場で生じる新たな労力を軽減するため、先行してオンライン授業に取り組む他自治体の事例を参考にし、可能であれば資料を共有するなどして、児童生徒一人一人の理解力に合わせた授業を効率的に展開できるよう工夫していきます。

3点目は、家庭でのタブレット端末の使い方に係る課題です。

端末の学習以外での使用や不適切なサイトの閲覧、個人情報の書き込みなど、端末の持ち帰りに伴って起こり得る課題は多岐にわたります。トラブルを未然に防ぐため、町で定めた端末等の使用に関するガイドラインが児童生徒と保護者、学校との間で確実に守られるよう指導してまいります。

4点目は、小学校低学年のオンライン授業におけるタブレット端末の操作に係る課題です。

特に低学年では、保護者の見守りや協力が必要になる事例が多いと考えられます。しかし、家庭によっては、保護者が対応できない場合も想定されることから、オンライン授業を円滑に受けられない児童や、その保護者をいかにサポートしていくか、学校と相談しながら、よりよい方向性を探っていききたいと考えております。

次に、長期欠席児童・生徒に対するオンライン学習の活用についてですが、令和元年10月に文部科学省初等中等教育局長より「不登校児童生徒への支援の在り方について」という通知がありました。その中で、「不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保」に関わる取り組みの一つとして、ICTを活用した学習支援が挙げられております。学校の復帰を望んでいるにも関わらず、十分な支援が行き届いていないと言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが学校への復帰の妨げになっていたりする場合、また、学習を行いたいものの、学校には行くことができなかったりする場合において、ICTを活用したオンライン学習等が手段の一つとして考えられます。そして、その学習に熱心に取り組み、力を伸ばそうと取り組んだ場合には、その分を出席扱いすることも考えられます。

児童生徒の不登校のきっかけや理由は様々であり、社会的自立や学校復帰に向けた支援や働きかけは、それぞれ異なります。児童生徒の置かれている状況をしっかりと把握し、複数の教

員や専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整え、保護者との連携を密にし、課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係を築き上げながら、より適切な支援を検討していくことが大切であると考えます。その際に、オンライン学習が有効であると考えられるのであれば、条件や基準をしっかりとつくった上で行っていくべきであると考えます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

それでは、再質問させていただきます。

初めに、3歳児視力検査についてであります。

答弁書にありました対象者48名中、精密検査が必要とされた方2名、また令和3年度であれば37名中2名と、割合が比較的高くなっておりますが、保護者への視力検査の重要性の周知、啓発はどのように行っているか伺います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

この3歳児健康診査における視力検査についてでございますが、3歳児健康診査の通知をする際に、一次検査ということでご家庭のほうで視力検査と、あとは問診票の送付させていただきながら、視力検査についてのお知らせをしているところです。その中で、精密検査に視力検査は、この3歳児健診では重要な検査の一つだということにつきましても、健診のお知らせを出す際に通知の中に入れてながら周知をしているところです。

視力検査につきましては、ご家庭でやっていただくということをお願いをしているところですが、なかなか子供さんの理解ですとか、子供さんが嫌がったりとかそういうことがあって、実施してこない場合もございますが、そういう際には健診会場で保健師が再度子供さんにも説明しながら、親御さんにも説明しながら検査をしているという状況でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

視力はとても大切なもので、いろいろと言われておりますけれども、発達のリミットということで、日本眼科会会長で広島県の府中町で眼科医を開設している白根雅子院長によると、弱視とは見えにくい症状の総称で、子供の場合、その原因は遠視、乱視、強い近視、左右の見え方が違う不同視、斜視、先天性の白内障などです。視力発達のポイントは眼球だけでなく、脳が関与すると言われておるそうです。物を見るための目から脳の視覚中枢に至る経路の働きは、生後6年ほどまでに成長、拡充するそうです。感受性が高いこの時期に物の像がきちんと見えることは、見る能力、視力を獲得する刺激になると解説しております。そして、3歳児健診の時期からそれぞれの原因を治療できれば、視覚の発達を促すことができる、一方で、6歳

ぐらいの発達のリミットまでに治療の機会を逃すと、そこからの回復が難しく、成人後まで影響することになると語られております。

そして、去年の新聞にも載ったのですが、厚労省は全国で検査が受けられるよう1台100万円以上、専用機器購入費の2分の1を補助するというので、このたび4月の補正で我が町にも予算が屈折機器として112万8,000円を予算を取り込んでいただきました。とても安心しております。

実際に、3歳児健診に導入した自治体では、より多くの弱視の子供を見つけ出すことができたとする有効性の報告が相次いでおります。島根県松江市では、弱視やほかの目の異常で精密検査が必要とされた子供の割合が導入前の1.0%から7.7%に、目の病気が見つかった割合も0.6%から5.1%に増加し、見落としが減ったことが示されました。群馬県でも弱視の治療が必要だとされた子供の割合が導入前の0.1%から2.3%に増加されたと言われております。このようにやはり早期発見ができ、早期治療ができれば、子供たちの未来に希望の光がともせます。一次検査での機器の導入で発見率が上がり、治療を始めることができる子供が1人でも増えることを期待いたします。

次に、出産育児一時金について伺います。

出産すると、健康保険から原則子供1人につき42万円の出産育児一時金がもらえるのですが、先ほど答弁にありましたが、全国一律ということでお話ありましたけれども、課長さんも知っていると思うのですが、例えば東京都の千代田区では、誕生準備手当として妊娠20週以降の妊娠をしている組に対して一時金として4万5,000円を支給するそうです。そして、また、港区では、子供を出産した区民に対して実際にかかった出産費用と出産育児一時金の差額を助成する出産費用の助成があるそうです。助成限度額は60万円となっており、60万円から出産育児一時金を差し引いた差額が支給されるそうです。このような例もあり、ぜひ我が町でも助成することを期待いたしますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

出産育児一時金につきましてでございますが、今、議員おっしゃったとおり、基本的に出産育児一時金については42万円と。その中でも、産科医療補償制度の掛金、さきの12月会議のほうで1万2,000円に金額を下げ、実際は40万8,000円の給付というような格好になっております。この出産にかかる費用につきましては、先ほど議員からもお話がありましたが、平均ということがありますが、特に東京都におきましては、近年、過去に数年前についてはもう60万円ぐらいかかるというような情勢だったかと思っております。また、とある県につきましては、40万もかからないというような地域によっての格差が20万円ほどあるというのが現状でございます。

当岩手県におきましては、これちょっと古いデータになるかもしれませんが、令和元年度の速報値につきましては、平均値が46万円ぐらいと、これにつきましては、室料とかそういった部分は入っていないと、普通分娩の金額ですというようなところなんです。さらに、先ほどのよう

な室料とか産科医療の部分が入れば、やっぱり50万ぐらいになるというようなところになっております。

なかなかこの助成につきましても、全国的に見て、他の都道府県におきましては、このような格差があるものですから、いずれ42万をベースにして、さらにそこに定住対策とか、それから子育て支援とか、出産祝い金とか、そういった様々な部分を付加して、出産のみならず、出産に係る分でのいろいろな費用、例えば子供の医療費とか、そういったものを考えながら一貫とした子育て政策として取り組んでいるというような状況になっております。

ですので、先ほどご質問あった点につきましては、町長が答弁したとおり、当町におきましても、そのような取り組みを昨年度から始めたり、過去から県内でも先進的に子供医療の関係の無償化などを取り組んでいるので、そういった部分で子供に対する支援を継続してまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

いろいろ出産祝い金とか結婚祝い金とか、昨年度からやっていただけて助かると思うのですが、その前の出産というハードルがあるわけで、昨年度は20人ぐらいと、出生数が20人ぐらいと聞きましたが、本当に毎年毎年減少している出生率です。その貴重な赤ちゃんのために、何とか42万円プラスかかる費用の分を助成することを今後強く要望いたします。

次に、オンライン授業について伺います。

4点ほどお聞きしました。初めに、1点目のインターネット環境がない家庭における環境整備の課題ですね。それで、タブレットは今現在、家には持ち帰っているのでしょうか、お聞きします。

議 長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

G I G Aスクール構想に基づく取り組みとしましては、効果的に、そして安全にということと取り組んできている中で、実際持ち帰って、オンライン授業をいきなりするのではなくて、まず接続できるかどうかの確認というのが必要だということで、本当につい先日なのですが、2月28日に平泉中学校で1、2年生の生徒に持ち帰ってもらって、それぞれインターネットの接続環境がどうかというのを確認取ったところです。それによりますと、結果としましては、114人中94人の回答が得られましたけれども、そのうちW i - F i 環境にあってつながったというのが91人ということで96.8%、ほぼそういう環境にあるということが分かりました。ですが、使い方が分からなくて、つながらなかったというのが1件ありまして、もともと環境にないという方も2件ほどありました、これ全て回答を得たわけではないのですけれども。そういった状況を、まず確認を取っております。

小学生についても、昨年中にインターネットの接続状況については、家庭の協力をいただき

ながらどういう状況かというのは調査はしているのですが、つい先日、中学校ではそのような状況を行って、まずはオンライン授業の前提となるチェックを行っております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

あと、2点目の教育現場での教材や資料の準備などの労力の課題ですね。

やはり先生方が大変な労力だと思うのですが、その先生方にICT機器を操作するスキルやオンライン学習を行う能力が十分に育成されているのかどうか伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

その件に関しては、それぞれの情報活用能力といったものは、そもそもいろんな経験から人それぞれだとは思いますが、その底上げを図っていくというのが教育委員会としての対応なわけですし、必要な研修等を行うということについては、既に今回活用のためにタブレットに入れたソフトの研修を行って、まずは今あるソフトを活用して、授業にどうやって生かしていくかという視点で進めておりますので、そういった形での一定レベルの達成状況ではあると思います。

ただ、今後いろんな活用の仕方、授業によって効果的なソフトの活用の方法があると思いますが、これをやはり校内あるいは学校間でも共有できるような、こういう使い方がありますとか、事例を発表を通してみんなで研究し合いながら、一人一人の教職員が十分活用できるような、そういう下地をつくっていききたいなというふうに思いますし、また、いろいろな国とか県とかが今そういう一つの、それぞれがそれぞれのソフトを選ぶのではなくて、共通のものを使って、何とか全体として教職員の負担を減らすというようなことも併せて検討されて、実施されておりますので、そういった情報もこちらのほうでは把握しながらできるだけ、最終的には子供たちが十分それらを使って理解できるかというところの視点で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

それに伴って、ICT支援員の導入は考えていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

ICT指導員という方を今年度、一関市の教育委員会をお願いしている方と同じ方なのですが、平泉町でもその方をお願いして、まず情報モラルということで、インターネットの世界はいろいろ犯罪に巻き込まれたりするというようなことで、この間、広報で長島小学校の

4年生がそのICT指導員の方から情報モラルの授業で指導を受けたということが記事になっていたのですけれども、いわゆる模擬サイトといいますか、ウェブ上で授業用につくったもの、クリックしたときに自分の情報が全てその運営サイト側に伝わってしまうとか、いろんな子供たちはまだ分からないようなことをいろいろ社会問題となっているような、インターネットには怖い側面もあるといったところを学ぶ機会というのもありました。

つまり、先生向けにまず一斉研修というような形で実際、昨年中に研修を行って、さらには、同じような研修を子供たちにも行っているというような状況でありまして、それが教職員、教員の経験のある先生でICTに詳しい方ということでお願いしていますし、一方で、児童生徒が例えば一生懸命いじっているうちに設定を間違えて変更してしまったといったような、そういうトラブルの対応ということで、教育委員会内で会計年度任用職員として、ICTの民間に勤めたことのある経験のある方に対応してもらってトラブルの対応、つまり先生方はあくまでも授業の活用について力を注いでいただくということで、そういうトラブルシューティングの対応とか、あとは年度の切替えのときの設定作業等のサポートしてくれる方というのは別に、こちらでは、そういう支援も行う、併せて行っている状況でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

やはりオンライン、様々な課題はあるかと思います。

そして、長期休んでいる児童に対してですけれども、実際に長野県の白馬村という村があるのですけれども、人口が8,519人、ややこの平泉町と同じ村なのですね。そこでは、もうやはり去年からコロナが蔓延して、オンライン授業をやったそうなのですけれども、四苦八苦しながら先生たちがオンラインをやったと。にもまして、それが出席扱いにならなかったという事例があったそうなのですが、実際に平泉町というか、それは例えば不登校児童がオンラインに参加して、その児童が出席扱いにできませんでしょうか。これには、答弁書には、一応できるとは書いているのですけれども、お願いします。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

基本的には、オンライン学習に参加したのであれば、出席扱いはできると思います。逆に、できないというのはちょっとおかしいかなというふうに思います。

ただ、不登校児童生徒への指導、支援の在り方については、安易にオンライン学習しか考えられないような方法でアプローチしていくのではないだろうというふうに教育委員会でも考えていて、今日は先ほどお答えしましたように、まず学校復帰に向けた支援や働きかけについて、いろんな学校の先生はじめ、支援員とか関係機関と連携して、その子に働きかけて支援していくというところから始めていって、その中で学校に向かいたいだけけれども、あと一歩入れないとか、もう少しでできるという子について、例えば、では、ちょっと授業の様子をオンライ

ンで見ようかというような働きかけだっただけであれば、できるのかなというふうに思います。

オンライン学習というイメージがやっぱりみんなイメージを持っていて、例えば先生が画面に映っていて、脇に子供たち何十人の顔が映っていて、そしてオンライン学習を進めていくというのは都会のほうではよくやっているのですけれども、そこまで学校が休校になった経験もないので、まだそこまでは考えていないし、先ほどの事情のとおり、達成もしていません。今、では、何ができるかという、例えば全部ネットがつながった環境において、例えば先生が学習課題を休んでいる子の家に、例えば、あるいは全員に送付すると。今日は、これが課題ですよと言ってあって、子供たちはそれに取り組んで、できたやつを今度はネットで先生に送り返すという方法は、比較的实现しやすいなというふうに考えています。ですから、そういうところから始めていって、そして先ほど話のとおり、先行事例のソフトなんかも入れながら、行く行くは都会のようなオンライン学習ができたらいいなということなのですが、長期的に順序よくやって、いきなりということはいえないと思います。

それで、例えば不登校の子についても、例えばオンラインで授業というよりも会話しようよとか、それから学校の授業の様子をちょっと今から見せるからねとか言って、学校の様子を見せるとか、友達からメッセージが届いているよということで見せたりというような使い方も私はオンライン学習の一つかなと思います。その子に合ったとか、それから通信環境に合わせて使っていかなきゃいけないのかなというふうな考えであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

まさしく今、教育長がおっしゃったようなことが書いてありました。ある新聞なのですけれども、コロナ禍で学校が一斉休校になった際、授業がオンラインになったことで不登校の児童生徒が授業を受けられるようになり、個別の学習支援を経て、通学できるようになった例があるそうです。なので、やはり一人も取り残さないという理念の下で行っていただきたいなと思います。

そして、また、新聞にあったのですが、必要な子供のケアということで、このコロナ禍で心の不調に苦しむ子供たちが増えています。国立成育医療研究センターの調査によると、特に中学生、高校生の心の不調が目立っています。背景として、コロナ前と比べて就寝時間が遅くなった子供は、小学校高学年以上で約3割を占めていることが分かりました。また、コロナ禍でテレビやスマホ、ゲームの時間が増えた子供は7割を超え、デジタル機器への依存度を強めている実態もあります。学校に行きたくないことがあると回答した子供は約4割を占めました。コロナ禍の子供たちは、意欲の低下や無気力を引き起こしやすい環境下に置かれていることに留意しなければなりません。子供は相手の表情の変化をキャッチしながら、コミュニケーションを図ることにたけています。マスクの着用により、目元や目尻の僅かな変化に敏感になっている子供もいますし、マスクで相手の声が聞き取りにくいこともあるので、視覚過敏や聴覚疲



労を起ししやすい環境とも言えます。ストレス耐性、ストレスに耐える力を育みにくい状況でもあります。行事や部活動などの縮小、中止で、集団行動の葛藤から学ぶことや困難さを乗り越える機会が減少しています。子供の生活様式が変化し、心の成長に影響していることに我々は気づかなければなりませんという、新聞記事にも載りましたので、ぜひこの辺も留意しながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（高橋拓生君）

これで大友仁子議員の質問を終わります。

3時10分まで休憩といたします。

---

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時08分

---

議 長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので、再開いたします。

通告3番、猪岡須夫議員、登壇、質問願ひます。

3番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

3番、猪岡須夫であります。

一般質問をさせていただきます。

まず初めに、私をこの場に送り出してくださった方に心から感謝するものであります。長年果たされなかった地域課題や少子高齢化により、営めなくなる地域の一層の安全化に取り組み、行政から福祉サービスの一層の充実をとの声に押され、この場に参りました。まさに、民主主義の下、地域の声に耳を傾け、その声をこの議場で皆さんに聞いていただけることを誇りに思ひます。

一方で、命の危機、人として、国としての誇りの危機、そして民主主義の危機にあって、心の底から立ち向かい、あらがう人々に私も感謝と尊敬の思ひを心からささげるものであります。民主主義は多数者だけではなく、少数者の考えも排除しません。だからこそ、社会は文化的に成熟に向かいます。貧しくても幸せに暮らす権利も保持され続け、向上することができます。

国際パラリンピック会長がこの開会式で、21世紀は対話と外交の時代です。戦争と憎しみの時代ではありませんと語りました。私も心から同意をし、戦争は要らないと訴えます。

さて、質問に移ります。

1つ、まち・ひと・しごと創生推進基金活用事業について、2つございます。

まち・ひと・しごと創生推進基金を設置することで、令和6年度まで民間企業から寄附金を募り、その積立基金を使用して、一般社団法人平泉バイオレジリエンス研究所が事業実施し、町内における新たな産業化を促進し、町の活性化を図るとしましたが、寄附受けの状況と事業の進展状況について伺ひます。

2つ目です。令和6年度までに6億8,000万円の寄附金を募るとしましたが、その見通しについて伺います。

大きな2つ目です。平泉町交通施策について。

小さく1つ、コミュニティバス本格実施が近いですが、地域公共交通会議でどう協議されているか伺います。

2つ、コミュニティバスの夕方の増便の可能性について伺います。

3つ、来年度、東磐交通バスへの補助金が減額されると聞きますが、減額される要因は何か、存続を求める声が多数あります。

4つ目、児童生徒の登下校への不安を解消するため、長島地区のスクールバス運行を求める声が従来から多くありますが、対策について伺います。

大きな3つ目です。健康福祉交流館「悠久の湯」について。

小さく1つ、令和3年度2月末までの有料入館者数、各種利用料合計、経費の支出状況等、また年度末に向けてどうなるかを見通しを伺います。

2つ目です。町民の利用実態を把握しているか伺います。

3つ目です。無料券の配布の種類、また、「敬老祝い品温泉優待券」実利用者数、利用割合を過去に遡り伺います。

4つ目です。利用者確保の各種キャンペーンの効果を伺います。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

猪岡須夫議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、まち・ひと・しごと創生推進基金活用事業に関して、寄附の状況と事業の進捗、進展状況についてのご質問がありました。

企業版ふるさと納税による令和3年度の本町への寄附の状況につきましては、昨年の6月に1社から30万円、今年2月に1社から100万円の寄附があり、合計で2社から130万円の寄附を頂いております。

なお、このほかに年度内の寄附になるかは流動的などころがございますが、現在、1社と寄附に向けた準備を進めております。

企業からの寄附につきましては、コロナ禍の影響で業績が厳しい中での寄附であったと認識しており、そのご労苦に対しまして、衷心より感謝を申し上げたいところであります。

事業の進展状況につきましては、コロナ禍の影響により、関係者が本町に訪れて準備することができなかったことなどから、当初の想定からは遅れておりますが、現在、平泉バイオレジリエンス研究所の事務所となる不動産物件の選定を行っており、4月からの本格稼働に向けて準備を進めていると伺っているところであります。

次に、令和6年度までの寄附金の見通しについてのご質問がありました。

企業からの寄附につきましては、企業の業績に大きく関わってくる側面もありますが、平泉バイオレジリエンス研究所において、現在も多くの企業訪問を行っていると同様であり、町としても本町に寄附いただくことによる企業側のメリットや、社会的効果などをPRしながら、積極的に寄附を呼びかけていきたいと考えておりますので、現状では、当初の予定どおり、令和6年度までに約6億8,000万円の寄附を見込んでいます。

次に、交通施策に関して、コミュニティバスの本格実施に向けた地域公共交通会議の協議内容についてのご質問がありました。

コミュニティバスにつきましては、交通空白地域の移動手段を確保するために、運行が認められているものではありますが、運行するに当たっては、地域公共交通会議での了承が必要であり、その了承を得て、昨年6月から実証実験の運行を実施してきています。この実証実験の状況を精査し、さらに利用しやすい移動手段としていくため、昨年の10月から11月にかけて利用登録者へのアンケート調査と地域からの意見聴取を行い、その結果を基に運行内容の見直しを協議いただくために、今年の1月18日に地域公共交通会議を開催したところであります。

この会議では、利用状況やご意見等を情報共有しながら、委員との協議を行い、利用者が困惑しないように、今回の見直しは軽微な変更とすることとし、既存のルートを維持しつつ、道の駅平泉や悠久の湯平泉温泉など、4か所に新たにバス停を設置すること、町民に限定していた利用対象者を町民以外の登録者にも拡大すること、停留所以外での乗り降りを可能とするフリー区間を拡大すること、これらを見直した内容で、3月1日から運行することなどを了承いただいたところであります。

次に、コミュニティバスの増便についてですが、先ほど申し上げましたとおり、実証実験の状況やご意見を反映させ、3月1日から運行内容を見直しておりますし、4月には、本格運行へ移行してまいりますので、まずは、この見直しした内容で運行し、多くの皆さんにご利用いただけるよう周知しながら、利用登録者へのアンケート調査や地域からの意見聴取などによって、引き続き課題を整理していく中で、必要に応じて増便も含めて見直しを検討していきたいと考えております。

次に、東磐交通への補助金についてですが、東磐交通による一関線の運行につきましては、昨年6月からのコミュニティバスの運行開始に伴いまして、当初は昨年の9月末までの運行としておりましたが、一関線の廃止に伴って、特にも定期券で通学している長島小学校児童への代替措置を様々検討する中で、従来どおり、一関線の運行によって児童の移動手段を確保することが最善であるとの結論に至ったところであります。

この過程の中で、東磐交通とも協議を重ねながら、補助金額を算出したところであり、その合意に基づいて減額とはなりますが、引き続き事業者への支援を行いながら、一関線の維持に努めてまいります。

2番の(4)のご質問については、後ほど教育長が答弁いたします。

次に、悠久の湯平泉温泉についてのご質問がありました。

悠久の湯平泉温泉の令和3年度の運営状況についてですが、現在、集計ができています。1月末までの主な利用料の実績、経費の支出状況についてお答えさせていただきます。

入館者数については6万776人で、うち有料入館者数は回数券購入者も含め5万6,787人であり、今年度の入館者数は対前年度比約17%増の7万4,000人を見込んでおります。入館料については1月末現在、2,263万250円であり、今年度末においては対前年比約24%増の2,772万円を見込んでおります。また、食堂売上料については260万3,680円であり、今年度末においては対前年比4%増の319万5,000円を見込んでおり、部屋使用料についても、現在、8万4,800円であり、年度末においては前年度よりも5万800円の増を見込んでおります。主な経費についてはフロント及び厨房会計年度任用職員10人分の報酬、給料、職員手当等、共済費で約2,630万円を見込んでおり、燃料費については重油の高騰で、昨年度より約344万円多い約1,174万円の支出を見込んでおります。光熱水費については、電気、ガスの高騰で昨年度より約120万円多い約1,361万円の支出を、委託料は清掃委託や設備点検委託等で約380万円の支出を見込んでおります。令和3年度の経営費用全体としては約7,150万円を見込んでいます。

次に、町民の利用実態の把握についてですが、入館時においては検温やマスクの推奨、場合によっては体調面の確認を行っておりますが、来館者の住所、連絡先などの確認までは行っておりませんので、町民の利用者数などの利用実態の正確な数字は把握しておりません。フロント従業員の話などによると、日中は6割くらいの方が町外利用者です。夕方7時以降の利用者については、7割から8割の方が町内利用者ではないかと考えておるところであります。

次に、無料券の配布の種類、また「敬老祝い品温泉優待券」実利用者数、利用割合についてのご質問がありました。

無料券についてですが、温泉を利用するごとに1ポイントつくポイントカードが10点満点になると、次回、3時間以内の利用が無料になる特典と、教育委員会が委嘱しているスクールガードへの謝礼として、毎年3月にスクールガード1人につき5枚をお渡ししているスクールガードへの優待券、それと敬老会の対象者に対するお祝い品として1人につき2枚お渡ししている敬老祝い品温泉優待券がこれまでに無料で入館できるものであります。

ポイント優待券の近年の年間利用枚数については、平成28年度は5,694枚、平成29年度には7,047枚、平成30年度は7,184枚、令和元年度は6,392枚、令和2年度は5,517枚であります。スクールガードへの優待券の近年の実利用者数と利用割合については、平成28年度は123枚で、利用率は54.7%、平成29年度は129枚で、利用率は56.1%、平成30年度は105枚で、利用率は46.7%、令和元年度は86枚で、利用率は34.4%、令和2年度は75枚で、利用率は30.0%であります。

また、敬老祝い品温泉優待券の近年の実利用者数と利用割合については、平成28年度は1,026枚で、利用率は48.6%、平成29年度は914枚で、利用率は42.0%、平成30年度は953枚で、利用率は44.0%、令和元年度は793枚で、利用率は36.3%、令和2年度は725枚で、利用率は32.6%であります。

次に、利用者確保の各種キャンペーンの効果についてのご質問がありました。

各種キャンペーンの実施については、毎年5月から翌年1月まで、期間、季節や曜日などの利用状況などを踏まえ、誘客に向けて企画内容を検討しながら、利用促進に取り組んでいるところでもあります。

特に夏場の暑い時期においては高齢者対策と節電に向けて、「節電・高齢者熱中症予防キャンペーン」を実施し、入館料割引や滞留時間の延長サービスなどを行い、また冬場においては「年末年始・大感謝祭」を実施し、日頃の感謝を込めて入館料の割引や粗品の進呈などを行い、誘客促進を図っているところであり、現在は、このような時期、それぞれのキャンペーンを楽しみにして利用している利用者も増えてきており、利用者からは好評をいただいているところでもあります。

今後も利用者目線に常に意識し、施設の設置目的である「町民の健康維持増進を図り、人々の交流により、活力ある地域社会をつくる場」としての役割を一層果たしていけるような施設経営を目指してまいります。

私からは以上でございます。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

私からは、長島地区のスクールバス運行についてのご質問にお答えいたします。

現在、長島地区では、スクールバスの運行を行っていませんが、14区に居住する1年生から3年生までの児童に対する東磐交通のバス定期券の支給を町が行っています。

東磐交通のバスの利用状況については、定期券の支給対象となっていない学年の児童についても、悪天候などの状況によって利用していると把握しております。その他の地域の児童については、徒歩や自転車での通学となっています。町内のスクールバスの運行状況としましては、平泉小学校までの通学距離がおおむね2キロ以上の行政区に居住する児童を対象としており、達谷方面には大型バスを、戸河内方面には中型バスをそれぞれ運行しています。長島地区のスクールバス運行については、近年の通学路における交通事故の発生状況などを鑑み、既存のバスの有効活用によって運行が可能であるか、検討を進めています。

今後、より効果的で安全なスクールバスの在り方について、地域住民の意向を伺いながら検討を進めるとともに、学校及び地域と連携して児童生徒の通学の安全確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

ご答弁ありがとうございました。

数字の話になるので、通告の逆の順番で再質問をしたいと思います。

第1に健康福祉交流館、第2に交通施策、第3にまち・ひと・しごと、この順でまいりたいと思います。よろしくお願いします。

補正で合計3,600万の一般会計からの出になったと、累計で3億円をはるかに超えると話になりました。他方、令和2年度に比べて17%入館者が増、入館料、利用料、これが24%増えたにご答弁いただきました。

1つ伺います。

ポイント優待券というのは、回数券などとも同じ扱いでやっているのでしょうか、それとも回数券は10枚つづり、そして11枚目はただ、でない、このポイント優待券の発行枚数が単純に10枚つづりで減額しているから、10回使ったらば、回数券でも11回目がただになるよというお話ですよ。でない、このポイント優待券というのが数字が分からなくなってくるので、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まずは、回数券でございますが、回数券につきましては、2割増しということで、3時間以内の500円の回数券につきましては、12枚で5,000円ということで販売させていただいております。これは800円、1,000円も同じでございます。

回数券につきましては、それを購入していただいて、ご本人様のポイント券ということになりますので、使うたびに、券を出されたときにポイント、1ポイントをつけさせていただいているということになります。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

分かりました。回数券のほうもポイントためて、11回目はただになるという話ですね。はい、分かりました。

数字をお伝えいただきました。ポイント優待券の数が、発行数が平成28年5,694、平成29年7,047、平成30年7,184、令和元年6,392、令和2年5,517という数字を伺いました。単純に計算すると、11回使って優待券ですよ。優待券の数というのは、発行は11利用ですよ。11回利用したということになりますよね。そうすると、例えば令和2年の5,517の優待、クーポン券の発行というのは11倍にすると6万687、利用者数が6万3,156に対して6万687、そうするとそれ以外の数字というのが2,469になる、これ96%ですね。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

私のちょっと説明が足りないところがあったのかもしれませんが、今まで平成28年度から今

のような数字を答弁させていただきました。これにつきましては、11回ということではなくて、ポイント券が10ポイントついたらば、1回使えるということで、この数は11回分を掛けるものではなくて、あくまでも10ポイントになりましたら、1回使えるというふうなことでの積み上げの数字になっております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

ですから、お一方で11回使うのですよね。それともご夫婦で行って、2つやってもらうのですか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

ポイント券につきましては、勘定は20ポイントつけるようになっております。基本的には、ご本人様、1人に1枚ポイント券をお渡しして、ご本人が来た場合にそのポイント券に1ポイントつけさせていただくというものでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

いずれにしろ、それだけの利用をしないとポイント、優待券は発生しない。つまり、コアな利用者様がこれだけいらっしゃる、掛け算も自動的にそういう話になると。

ご答弁の中に日中は町外の方の利用が多い、夜は町内の利用の方が多いとおっしゃっていました。伺いました。実際、コアな利用者さんがこれだけいると。または、利用しているという数字になると、例えば私の知っている方々ですけれども、何年も行ったことがないという人たちが結構いらっしゃる。私は、3月からのコミュニティバスのおかげで、100円減額券を使わせていただきました。午前中3時間いられるのですよ、長島から来て。午後、何もなかったら、朝から3時間飲めるのです、不謹慎ですが。

そんなふうで、利用者を増やす努力は、当然のようにいつも必要だとは思っておりますけれども、ただ、これだけコアな方たち、特にも令和元年までの数字に対して、コロナの令和2年はがくんと落ちるのですよね。でいながら優待券の数は、これだけ出ていると。ということは、コアな利用者の方たちは、そんなに気にせずに利用していらっしゃる。多分、令和元年までのコア利用者の方たちが今年度は回復基調で、ですから17%で、それから回数券は先に払いますから、それが利用料に跳ね返っている、そういうことに見えるのです。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まず、ポイント券についてお話しさせていただきますが、ポイント券につきましては、実は1回、最初に来て新しくポイント券をつくりましたと。その場合の期限というのは特にはないです。ですので、1年を超えようが2年を超えようが、そのポイント券を持参していただければ、まずそのポイントに続きはつけると。さらに、その利用、10回になりましたと。その後、では、サービスの入浴については、何か月以内というような、そういう期限は設けておりません。ですので、例えばコロナ禍の中でなかなか行けない場合でも前についていたポイント券があれば、引き続き来られるときに来ていただいて、さらにポイントがたまったときには、ご利用していただくというようなことで利用していただいている部分でございます。

さらに、回数券の売上げでございますが、回数券の売上げの中で、平成30年度が787枚、令和元年度が795枚、令和2年度には、若干下がりますが、578枚と。つまり、このコロナ禍であっても、このようにコアと言ったらあれかもしれませんが、やっぱりリピーターの方、この温泉を利用したいという方がコロナ禍であってもその券を購入されて、長い期間、その状況状況を見ながらご利用いただいているというような状況になっております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

1月末までの回数券の販売状況は、今日お手元にはないでしょうね。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

令和3年度1月までというか、本当につい最近、つい前日、その前ぐらいにまとめたものでございましたので、2月までの数字をまとめさせていただきました。2月までで635枚というような枚数になっております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

確かに、コアな方たちが戻ってきていらっしゃるということですよ。

平成28年からのポイント券の発行が何か5,600、7,000、7,100、6,300、5,500というふうにならざるにきていますから、そこは年度越そうが何しようが、取りあえず利用なさっているということなのです、その方たちは。その方たちは、悠久の湯にとってとても大切な方たちだと思うのです。何しろ4%か5%しかこのポイント優待券以外の人たちが実際に利用していない。1回とか2回とかしか来ないような人たちがそれくらいしかいないということなのだから。だから、悠久の湯でコアな利用者が減っていったらば、これは大変なことだ、もっと大変。理解で



きますよね。

それが2月末で635枚の回数券が販売されたと。コアな方たちがまた徐々戻ってきていらっしやるということが理解できました。ありがたいですね。

ただ、こうしたコアな方たちに頼って運営されていて、なおかつ3,600万の赤字を出していると、そういうことなのですよ。赤字ではない、ごめんなさい、一般会計からの繰入れを受けているということなのですよ。これがいわゆる福祉なのですね。

日中は多くが町外から、夕方7時から町内の方々、そういうことですね。これ、私も使ったのですけれども、優待券ではない、バスのを使って100円減額ということで、久しぶりにお風呂に入りました。ただ、何年の間で気づいたのですけれども、健常な方しか、車椅子のシャワーはついていましたけれども、実際にお風呂に浸かるということについてはかなり健常な方、健常って自分の足で動ける方以外は入れないのだなとつくづく周りを見回して思いました。その辺はいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

その点につきましては、議員おっしゃるとおり、なかなか浴槽につきましては、いわゆる障害者対応の形での湯舟の設定にはしておりませんし、そこもまだ改善されていない部分でございます。ですので、例えばちょっと足腰が弱い方などにつきましては、やっぱり同行されている方々と一緒に来ていただくとか、こちらの場合につきましても、従業員でフォローできる部分はございますが、そういった注意喚起をお願いしながらご利用いただいているというようなところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

前回、お湯の温度を下げるわけにいかないから、燃料はたかなきゃいけないのだというお話を伺いました。であるならば、敬老優待券なんていうのはやめて、80歳以上の方は無料だよとかとして、その方たちを送ってくる日中の人たちの有料利用者数を増やしたほうが、この敬老優待券の30%くらいの利用よりもはるかに有料に対する影響があるのではないかと私思うのです。どうでしょうね。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

敬老優待券の件でございますが、まずは、この敬老優待券につきましては、敬老会のそういったお祝いの品ということで、考え方としては保健センターのほうが主体的に、そういった方々に温泉を無料で入っていただくというふうなことで依頼がありましたので、こちらから

今までは無料券というふうなことで発行させていただいたところでございます。

さらに、担当課と保健センターと協議して、本来であれば、今、議員さんおっしゃるとおり、敬老会の当事者であればちょっとご高齢の方が多いので、なかなかお風呂も一人で入れないこともありますので、ご家族の方も含めてご利用していただいても結構ですということと、それから期間につきましても、9月から当初は3か月の予定でございましたが、6か月、3月までにご利用いただければということで、ここ数年はやはりちょっと利用率も落ちてきておりますが、今回もそうなのですが、大体3月ぐらいになると、家にそういえば温泉券あったなということで、3月ぐらいに何もなければ、それぞれ敬老会のご自宅の方々がご利用をいただいているというような状況でございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

敬老優待券の利用者の中には、では、若い人たちも含まれるということですね。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今、申し上げたとおり、ご家族の方であればご利用していただけるというふうにご理解いただければと思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

つまり、80歳を超えられて敬老の会に出席されて敬老優待券を頂いた、2枚頂いた。でも、その方たちの利用はどんなに多く見積もっても令和2年度は32.6%だよと。今のお話でいくと、もっと落ちる。おうちの方々でも入れると、利用できる。だから、敬老優待者の利用券が2,200枚発行されていて、725枚しか使われていないと。その中には、80歳以下のご家族も交じっていると、そういうことですね。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

先ほど来お話ししているとおり、ご家族の方もご利用できると。利用率の低下というか、30%、40%というようなことでございますが、これはあくまでも保健センターのほうの主催として、お祝いとしてお出ししている。ただ、こちらをただ一方的に出したのということでお話ししているわけではございません。やはりせっかくのものでございますので、有効にご利用いただきたいと。今、何が問題なのかというふうなところは、これから議論していくことにな

りますが、もう少し期間を長くしてもらえれば使えるかもしれないとか、そういった様々な要因なども含めながら、やっぱり温泉利用で健康に過ごしていただきたいという趣旨をお願いしたいなと思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

では、有効期間を延ばしていただくと、ぜひ100%使っていただけるようにご配慮をいただきたいなと考えます。

コミュニティバスを使って悠久の湯に参りました。着いたのが9時半です。そこから9時50分まで。雪降っているのです、外。降っていました。待たされました。あの風除室、椅子2脚しかありませんでした。最大で6人になりました。非常に密でした。こういうところをどうお考えになりますか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

基本的に、議員ご承知のとおり、交流館につきまして、営業時間は10時から夜の9時までということになっております。過去には、朝の9時ぐらいからもうお待ちになっている方もいらっしゃいます。その事情につきましては、よく分からないところもございりますが、一般にご家庭の方が何かの都合で、前はいろんなキャンペーンで1日いても400円、1日いても500円というように、つまり時間に関係なく、そこで過ごされているというケースがあって、家庭の事情で早めに温泉の前に降ろされているケースが多々ありました。

しかしながら、私たちのほうでも8時から室内のほうの清掃などもさせていただきますので、さらに早い時間に入っていったとき、もし何か事故等が起きた場合には、こちらの責任になりますので、そういったことを配慮しながら、大体9時半頃を目安に開けましょうというか、風除室を開館しましょうと。ただ、中にはやっぱり10分前程度に入館してもらおうというようなことをやっておりますが、今後は、このバスの関係が9時半というような時間に設定されておりますので、そこら辺については、今後外で天候にもよりますが、来たからすぐ入れられるという状況になるか、もしくは天候によって対応を柔軟に対応させていただくか、そこら辺は検討をさせていただきながら、せっかく来て寒い中、待っていないような形を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

ぜひ改善していただきたいと思います。

ところで、町の職員がどれだけ年間に利用しているかなんて調べたことはないでしょうね。  
有料利用ですよ。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

役場の職員に限らず、どういった団体の方々がどれだけ使っているかというような調査は、  
こちらのほうでは実施しておりません。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

ということは、設備が古くなったとか陳腐化して、これはとか、先ほど申し上げたように、  
体の不自由な方が使えないのではないかとかという発言が庁舎内ではないということですね。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

役場職員についてというお話だったのであれですが、当然担当課のほうについては、毎日の  
ように現場のほうに行って、従業員の方々からいろんなお話や、それから利用されている方々  
についてはアンケートなども強制ではございませんが、何かご意見などとはというようなことで、  
そういったものを参考にしながら、すぐ改善できるものについては改善していくと。時間がか  
かるもの、お金がかかるものについては、その状況を見ながら対応させていただいているとい  
うところでございます。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

実は、次の交通施策でもってアンケートや意見聴取を何回もやってくれて、例えば私の住む  
長島のほうは停留所が1つ増えて、ルート上は乗り降りが自由にできてというふうなことにな  
ったのです。これはもうものすごい改善なのですよ、たった1便でも、1往復でも。この話は、  
次のところですから、言わないことにしますからあれですけども、でもとても評判いいです  
よ。これは意見聴取して改善をしようという姿勢があったから、あ、よくなったと言われるの  
ですよ。悠久の湯の運営会議ではなくて、外に出て各地域の方たちに、潜在する利用者の方た  
ちに改善意見とか聞いて歩いたほうがいいですよ。でないと、一般会計から3,600万も出ている  
のに、福祉だなんて言えないっちゃ。町外の方たち来て、私、知らない人ばかりだと思って  
周り見回していましたが、確かに町内の方たちいらっしゃいました。いたことはいまし  
たよ。でも、数少ない。有名な方たちばかりだから、それ以外の方たちもいるよと言われるか  
もしれんけれども、夕方7時以降の利用なんて、長島なんか来て帰ったら湯冷めしてしまう。

なのです。だから、もうちょっと町内の利用を促すような施策をしないと、理解が得られないでしょう。そう考えます。

あと、10人の職員さんを使っていると言いましたけれども、会計年度任用職員の中で600万ほどの給料を払っていらっしゃる、これ何人に給料を支給しているのですか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まず、1点目の町内の方々の利用でございますが、先ほど日中は6割ぐらい町外と言いましたが、曜日ごとの話まではちょっとお話できませんでしたが、当然、土日祝祭日については、日曜も町内の方もご利用されている。ただ、その割合が今の4割か3割か、もしくは5割かというところまでは分かりませんが、一般的にそういった平日はない、休日、土日などについては町内の方々が利用されておりますし、1年のうち半分以上がいわゆるいろいろなキャンペーンをさせていただいております。先ほども町長のほうから夏場であれば熱中症予防とか、冬場であれば地元の方々の大感謝祭とか、そういった部分で多くの方に利用させていただいておりますし、町内外も含めて、先ほど7万4,000人ぐらい今年見込まれるとお話ししましたが、平泉町の人口の話もさせて申し訳ないのですが、年間10回ぐらい、毎月1回ぐらいの割合で町内外の方々から利用させていただいているというようなところでございます。

あと会計年度職員につきましては、10人で2,640万というふうなところでお話しさせていただきましたが、これを単純に10では割れません。厨房の方、時間制限の方、それから時間数によってやっている部分もございまして、大体200万から300万ぐらいのところでございますので、1人当たりで600万いくというふうなことは決してございません。そんなに差のあるような勤務状況をこちらでは配しておりませんので、大体200万から300万ぐらいの年収というふうな形になるかと思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

総務課長、給料で雇用されている人と報酬で雇用されている人、これは違いありますよね。フルタイム雇用と短時間雇用ですよね。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

悠久の湯につきましては、会計年度任用職員の雇用をしております。そういうことで、この制度が令和2年度からできておりますので、給与、報酬の中で払っているということになります。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

予算書に特別会計のほうですけれども、予算書に給料とありますよ。報酬とあって、2つ目が給料です。手当です。共済です。会計のほうで言おうと思ったのですけれども、会計年度任用職員、雇用前に2月末に、4月から雇用するのであれば2月末までに採用通知を出す、雇用条件明示義務ありますよね、内閣府言っている。その中で、明示されるのは、1年超えちゃいけないのですけれども、雇用期間であったり、それから1日の勤務時間とする、それから月、給料を計算する時間数、そういうことですよ。雇用条件を明示する義務、そして募集能力実証、そして任用ですよ。その中で、給与は動かさないのですよ。だから、今回の補正予算でも給料は変わらない、報酬は80万減額、手当は70万減額、共済費が40万減額と、今回の会計補正出ているのですよ。給料は六百何十万ですか、示されていますよね、当初予算にも。給料というのはフルタイム雇用なのよ。だから、そこから期末手当が計算されたりするのよ。それを話さないで、分かりました。8分しかありません。いや、9分しかありません。

交通施策にいきます。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

先ほど会計年度職員の10人分、2,640万と申し上げましたが、大変申し訳ありません。2,630万というふうなことで訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

それから、報酬、給与、職員手当、共済費の関係でございます。

まず、報酬につきましては、今回の補正も含めまして、フロント職員、いわゆる事務職員が6人というふうな扱いで、こちらのほうの報酬と。これは会計年度任用職員のその給与、それから報酬の置き方が定まっております、今言ったフロント、いわゆる事務職として6人分を計上させていただいています。

給与につきましては、支配人と調理員、いわゆる労務職の方4名をこちらのほうに計上させていただいているというような内容のものでございます。

なお、支配人につきましては、基本的には機械設備などの労務に主に携わっているというような位置づけで、こちらのほうに位置づけさせていただいているものでございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

時間ないので、報酬と給料について、こんなに理解がないとは思いませんでした。

交通施策いきます。

大変ありがとうございました。乗ってみてつくづく思いました。乗り降りが自由というのは、確かに東磐交通に対しても停留所に行かなきゃならないとかと言って、停留所遠いとかという

発言はありました。でも、このコミュニティバスに限って言うならば、はるかに近いわけです、利用の、乗るための、降りるための。確かに重たいものを持って歩かなきゃならないとおっしゃいましたけれども、とてもいいものです。私もうちの裏から乗れるので、そういう使い方がしたことないですけども、とてもいいです。これはやっぱりアンケートを取って、各所に意見聴取に行っていく話だと思います。

時間ないので、改善お願いしたいところだけ申し上げます。

ルート上の写真が間違っています。ご存じですか。16区公民館、これ16区公民館ではないところの写真が写っています。これ、やっぱり地元の職員に確かめさせておかないといけません。あんなにお金かけてつくったやつです。16区公民館と次のところが入り繰りしています。

それから、あと、そうですね、時刻表の貼り出し、もうちょっと何か改善できませんか。特に開田碑のところ、こうやってかがんで見ないと、見られない、あれはつらい。それは、それぞれ確認して歩いたのですけれども、確かにランドマークになるようなものはないですよ、長島の中なんて。ですから、これはもう地元の地域の方たちの利用する可能性のある人たちに、ここは大平の何というところだとか、そういうふうな言葉でもって時刻表をつくるべきです。言われました、お客様に。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

初めにご指摘をいただきました、先日配布をさせていただきました利用ガイド、その前に配布をしていたガイドから写真が2か所ほど入れ替わっているということが後ほど判明いたしました。大変申し訳ございません。

これにつきましては、新年度早々、今、併せて要望がありましたランドマークといいますか、停留所の看板を設置いたしますので、それ、そうしました後にもう一度写真を撮り直して、正式な利用ガイドを配布をさせていただきますので、その際に反映をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、名称につきましても、今、行政区と枝番という形でなっておりますが、地域の方々が分かりやすいような名称にしようということで今考えておりますので、その方向で検討をさせていただきます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

恐らく、この乗降の自由が伝わればかなり違ってくると思います。私、3回目に乗ったときに、やっぱりうちの前から乗った人が出ました。それで、私、あそこからも乗れるのだよと、東西ルートのほうも指さされました、その方は。だから、週に4回利用できる、そういう方もいらっしゃいます。県交通の利用路線なのですけども、そういう方もいらっしゃいました。大変ありがたいと思います。これが改善されていく、できれば夕方往復があるといいなと思

ますけれども、そうするとお風呂にも行きやすいとかいろいろあるのです。そういうふうです。  
あと2分。

バイオレジリエンス研究所130万円の寄附金が集まったと。経済は、今、底ではないのです。  
まだこれから坂道転がるのです。下りるのです。1割は確実に課税される金額なのです。私は、  
ヤーコンでしたっけか、そいつ植えるかななんていう人たちがいるのは確かに存じ上げており  
ます。ただ、やってしまったから、需要がなくなるようでは、とても大変です。それ以外のこ  
ともそうだと思います。事業を継続していくために、必ずお金が必要になるよというお話です。  
ぜひ早めにいろんな意見交換をなさったほうがよろしいかと思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今、ご指摘いただきましたとおりだと思います。あの研究所の運営には、当然その資金とい  
うものがなくなってまいりますので、引き続き研究所において、今、数社と本当に懇談する中  
で、今回頂きました100万円の企業も本来は数千万円を予定したのですが、3月の決算に向けて  
決算を出したら、やはり業績がかなり落ちていたと。ただ、やはり協力したいという思いでの  
100万円でございました。

企業にしてみれば、このコロナ禍において大変な状況の中での寄附だったと思いますので、  
そういったところには感謝をしたいと思いますし、バイオレジリエンス研究所自体もこのふる  
さと納税だけではなくて、各社から企業からの直接の業務委託も請け負ってまいりますので、  
その中で費用を捻出し、そして、その先に町民の皆さんにヤーコン等の栽培をお願いしていく  
ということで、今、計画をしておりますので、何とかこれを軌道に乗せて波及効果を町の中に  
広げていきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

これで猪岡議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

20分まで休憩といたします。

---

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時19分

---

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告4番、千葉勝男議員、登壇、質問願います。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）



大変お疲れさまでございます。

3月は予算議会となりますが、今議会において質問の時間をいただいた千葉勝男でございます。

コロナ禍の中にあり、右肩上がりの経済成長は難しいとさえ言われている昨今、ふるさと平泉がどのようなビジョンを描き進んでいけばよいのか、大変難しい状況を迎えているところでございます。現政権において、後手後手と言われているコロナ対策を私たち国民もできる限りの協力に努め、一日も早い収束を願っているところであります。

また、本年は選挙の年となりますが、昨日はお隣、奥州市では、市長、市議会議員、金ケ崎町にあっては町長選挙がありました。当選をされました市長、市議会議員、町長、皆様方に心からお喜びを申し上げます。また、本年7月には参議院、8月には本町の町長選挙となりますが、青木町長におかれましては、既に立候補表明がなされており、今のところ、他に予定者がいないと思われることから、青木町長には、これまで以上のその手腕を期待をしております。

本町のまちづくりに熱い思いがあって3期目の決意をなされたことと思いますので、町政課題について伺いをしております。

まず、その1つは、町長の目指す町政についてでございます。

本町の基幹産業である農業は、後継者不足により農地の荒廃など、中山間農業の危機にあります。また、人口減少問題は、若い人たちに平泉町内に住んでもらえないような現状にあるが、どのように捉えているか、3期目を目指す青木町長の決意を伺うものであります。

次に、町道整備についてでございますが、町道大平線については、過去に陳情、請願書が出されているが、今後の整備方針について伺うものであります。

また、長島深山地内の町道が一部未舗装となっておりますが、どのように捉えているか伺いをするものであります。

次に、道の駅についてでございますが、コロナ禍の影響により、道の駅平泉の利用者が減少しているのではないかと思われております。株式会社浄土の郷が管理運営しておりますが、町として、何か指導していかなければならない現状にあると思っておりますが、その考え方について伺うものであります。

次に、学習交流施設開館後、旧図書館、公民館の利活用についてでございます。

待望の学習交流施設が7月に開館となりますが、旧図書館、公民館の利活用について伺うものであります。

以上の質問です。よろしく願いをします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

千葉勝男議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、目指す町政に関わって、中山間地農業や人口減少問題についてのご質問がありまし

た。

農業を取り巻く環境は、農家戸数の減少や農業従事者の減少、そして後継者不足など、多くの問題を抱えております。また、農業従事者の50%は65歳を超えており、後継者不足により耕作放棄地発生最大の要因となっております。農業での後継者問題に対して国・県、そして町において、その対策に取り組んでおります。しかし、なかなか成果が現れない状況であります。後継者育成対策は、本町の農業振興のため取り組むべき重要課題であると認識しております。

また、人口減少問題につきましては、日本全体の問題であります。本町といたしましても、人口ビジョン2021を策定し、目指すべき取り組みの方向性を示しているところであります。本町の人口減少の要因は、自然要因としての出生率の低下や、社会要因としての若者の転出などが挙げられますが、これらによる人口減少をいかに低減させていくかが課題であると認識しております。このことから、若者の雇用対策と定住化に向けた結婚祝金や出産祝金、子ども医療費の無料化など、結婚から子育て期までの切れ目のない経済的支援が重要と考えております。

次に、3期目を目指す決意に関するご質問がありました。

私の任期は8月26日までであります。これまでの2期8年間は、農業に例えるならば、1期目は畑を耕し、種をまき、2期目は種が芽吹き、大きなたばみをつけ、未来への夢と希望も膨らんでいる段階だと思っておりますので、3期目はいよいよ花を咲かせ、未来への夢と希望を現実のものとしていく段階だと考えております。そういった意味では、私の目指すまちづくりは道半ばであります。この間、子育て支援の充実や企業誘致の実現、コミュニティバスの運行、スマートインターチェンジや学習交流施設の整備、東稲山麓地域世界農業遺産の取り組み、児童生徒1人1台のタブレットの整備、世界遺産をはじめとする文化財の保存と活用など、地域の活性化や人口減少対策などにつながる重要な施策を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策や経済対策など、町民の命と暮らしを守る施策を推進してまいりましたが、次の4年間は、こうして町民と町職員とともに作り上げてきた成果や、町の新たな魅力を最大限に生かしながら、総合計画に掲げる平泉ならではの理想郷をつくり上げていくために、全力を尽くしてまいりたい決意であります。

これまでの町政運営に当たり大切にしてきたことは、まちづくりの主役は町民の皆さんであるということであり、町と町民が一体となって、町民総参加でまちづくりを行うことが大事であると考えております。

次に、町道整備に関連して、町道大平線の整備方針についてのご質問がありました。

町道大平線の改良舗装については、平成2年12月に要望書が提出されているところであります。道路整備に際しては、初めに地権者との交渉が必要となりますが、当該路線に隣接した土地の一部に登記簿上の権利者が不明のものが、交渉の相手方が特定できない状況にあります。土地の権利者を特定できない理由としては、共有地において権利者の一部に相続登記が行われていないこと、また共有地において登記簿表題部の所有者が不明なことにより、この所有者不明土地を解消するため、平成30年6月に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」、令和元年5月に「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」

が成立したことを受け、盛岡地方法務局に所有者の探索について調査を依頼し、現在、登記官による調査が行われているところでもあります。当該路線は、生活道路であるとともに、一関市への連絡道路でもあることから、早期の事業着手に向けて法務局並びに土地関係者との情報交換を行い、土地所有権問題の解消に努めてまいります。

次に、長島深山地内の町道が一部未舗装となっていることについてのご質問がありました。

深山地内の町道桜森線の道路改良舗装については、平成元年6月に要望書が提出されているところでもあります。西側と東側の約270メートルにつきましては、平成22年度に町道桜森線の南側の町道東稲幹線に豪雨のたび碎石が流れ込むということから、改良舗装を実施したところです。生活道路の改良舗装は、利用状況や緊急性を考慮し、順次事業を実施しているところです。当該路線で約150メートルの未改良区間については、引き続き現状調査しながら整備について検討してまいります。

次に、道の駅平泉の指定管理者に関するご質問がありました。

道の駅平泉の管理運営につきましては、現在、株式会社浄土の郷平泉が指定管理者となっており、2期目となる令和4年4月1日から5年間につきましても、同社が指定管理者として引き続き管理運営を行うこととなっております。道の駅平泉は、地域農産物及び加工品等の直売を行う活動拠点を創出し、地場産業の育成及び活性化を図るとともに、町の情報発信と交流を促進し、地域の活性化を図ることを目的に設置しておりますので、その役割は町内の農家や商業者等の収入機会の確保と生産意欲の向上、そして平泉観光の入り口として町内への周遊につなげていくなど、町の地域振興を図っていくための施設であります。

これらを実現していくために民間のノウハウを生かすべく、指定管理者制度を導入しているところでもありますので、指定管理者には、こうした視点での管理運営を求められており、町としても指定管理者と定期的に情報交換の場を持ちながら、取り組みの課題などについて指導を行ってきているところでもあります。

4月からの株式会社浄土の郷平泉の2期目の管理運営につきましては、集客や販売戦略に関して、平泉世界遺産ガイドセンターの開業による相乗効果を高める企画の実施や、レストランでの人気看板メニューの設定、より多くの農家等からの出荷を促進する取り組み、そして町民にさらに足を運んでもらえるような取り組みなどについて、特にも指導していきたいと考えております。

また、昨年11月に開催した指定管理者制度運営委員会において、委員からは産直部門の充実やコロナ終息後の経営戦略の具体化、収益を上げた上での施設の充実などの意見をいただいておりますので、これらに関しましても、定期的な会議を開催するなど、継続的に指導してまいります。

次に、学習交流施設開館後の旧図書館、公民館の利活用についてのご質問がありました。

旧図書館及び公民館につきましては、新施設建設のために、公共施設等適正管理推進事業の集約化、複合化事業という起債の借入れをしております。この借入れ条件においては、新施設の供用開始後5年以内に廃止しなければなりません。廃止とは、他の団体や民間等への売却、

または取壊しを行うことではありますが、新施設が開館した後も物品等の処分や廃棄の時間が必要ですし、またそれぞれ売却するか、取り壊しするかにつきましては、今後検討してまいります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

町長には、それぞれ私の質問に対しまして、真摯に受け止めてご答弁をいただきました。

まず、農業問題ですが、昨年の米価下落は、稲作農家に大きな打撃となったところでありました。本年もその価格が未定のまま、苗代等の準備がされる時期となったところではありますが、昨年は稲作農家に対して支援をされました。農業問題は、本町の重要課題として、今後においても揺るぐことがないように、本課題に向けて取り組みなどについて姿勢をお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

私個人のことも申せば、私も68歳という年ではありますが、二十歳頃から農業には、私もずっと従事している一人として、今年の今年度の農業のこうした状況は、今、議員がおっしゃったように、本当に口では言い表すことのできないほどの大変な状況であるということは認識しております。

なお、新たに国からも水田再編の対策の指針も出されましたけれども、本日の経過報告の中でも県、そして国に対してもしっかりと見直しながら、現実合った農業施策を展開すべきだという要望も現在させていただいているところであります。

そして、我が町にとっては、農業は基幹産業であります。そのことをさらに現実的に踏まえながら、町としての今後の農業に対しての、またどういう農業施策を、どういうまた農作物を推進していくかということも含めながら、しっかりと取り組んでまいる覚悟でありますので、今後ともより一層のお力添えとご指導を賜りたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

この農業問題にあっては、なかなか難しいわけですが、いずれ国民は農業が盛んであれば、国がよくなるという昔の話があったわけですが、これは今は通用しないとは思いますが、いずれ、この課題についても本町によっての一番肝腎な部分であろうということをお話を申し上げているところでありますので、今後とも力強い町長のご支援を賜りたいと思います。

次に、人口減少についてでございますが、本町にあっても様々な施策をなされているわけで

ございますが、なかなか結果が見えないというところでございます。そのことからしても若者の転出が見られるわけでございますが、本町に住んでいただけない、そのわけは何だろうと私も考えているところでございますが、当局としても、このことについて検証されたことがあるものやないものやらお聞かせをいただきたい。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

若者の一度町外に出るといふような状況は、平泉の大きな特徴といいますか、例えば高校がないということで、高校からそのまま残るといふような流れはないと。沿線沿いでも平泉町だけかと思いますが、そういった意味では、中学生までに町内の企業をいっぱい知ってもらおうといふような取り組みも通じて、今、企業訪問なども学校のほうでも取り組んでいただいているところでございますが、やはりなかなか結果が出ないというのは、一度外に出てから、やっぱり帰ってくるまでの情報がどこまで届いているのかというのが一番大きなことかなといふふうに思っております。

その中で、前に中学生と懇談した際に、町長に直接、私たちは一度外に出るけれども、平泉に戻ってきたいので、そのためには、働く場をつくってほしいといふようなお話を町長が直接中学生からいただいた経過がございました。その後、工業団地等を積極的に取り組む中で、今、工業団地が完売をしたといふような状況の中で、少しずつそういった状況については、町としても力を入れてきたというところでございます。これを今、首都圏等にいる若者にどう届けていくか、こういったものもやっぱり大事だと思います。

昨年から広報において町内の事業者を紹介するといふようなことを行い始めました。学校での企業訪問もそのとおりなのですが、広報は自宅にいる方々に届きますので、親御さんに届くと、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんに届くということになりますので、町内から出ているお孫さん等に、こういう会社ができた、ぜひ帰ってこないかといふような中で、情報が取り次いでいただけるのではないかという期待の中で取り組んでおりますし、これは実は平泉町だけの課題ではなくて、県南地域においては、特に自動車半導体産業の企業が非常に増えている中で、今、一方では人材不足といいますか、なかなか雇用する人員が足りないといふような、一方では、人を求めているといふようなこともあるのですが、それがなかなか伝わり切れていないといふようなことで、今、県南局と一緒に、通勤圏内になるわけですので、平泉町だけにとどまらないで、通勤圏内にこういった企業がたくさんあるといふような情報をいかに届けようかといふような取り組みを今後進めることにしてございますので、そういったことで戻ってきていただけるといふような環境、そうした流れをぜひつくってまいりたいといふふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ、今、お話しのように、努力をされているということでございますし、いずれ私、心配しておるのは、分母となる生産年齢者がだんだんとかく少なくなるということは、町が大変なことになるよという、そういう心配があります。そのことからして、こういうように質問しているところでございますが、いずれにしても過去において、婚活のその話もしたことがあります。当地方でのそういう交流の場といいますか、こういうものを設けているか否かございましたら。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

平泉町単独でやるというのはなかなかいろいろな問題もあって、以前はやっていたこともありますが、やはりこの町内だけということになると、その参加も難しいというふうな現状もあったもので、今現在、進めておるのは、4市町連携の中で婚活事業を行っております。栗原市、登米市、一関市、平泉町の中で行っておりますが、ただ、この2年間はコロナ禍ということで、集まってのなかなか婚活イベントができないということで、オンラインでのイベントになったのです。オンラインになると、なかなか実際お会いしたという感じとまた違うと思えますので、ある意味、コロナの影響はそういうところにも出ているのかなというふうに思いますが、いずれ、そのコロナの収束状況を見ながら、広域での婚活イベントというものについては効果があると思えますので、そういったものには取り組んでまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ、そういういろんな方法があると思えますので、ぜひともこの平泉町にあっては、少しずつでも人口が増えるような形に持っていきたいものだなというように思っているところがあります。

この問題も大変難しく、豆腐切ったようなわけにはいきませんから、それは私も承知をしながらお話をしているところであります。

次に、3期目を目指す決意についてで答えをいただきました。

まちづくりの主役は町民だという町長のお話でございましたので、私も同感であります。

町長の目指すまちづくりは道半ばだいただきました。ぜひ大きな花となるように期待をしたいと思えます。

そこで申し上げますが、平泉町の発展のために、何といたってもやっぱり町民のかゆいところに手の届く、そういう均衡あるまちづくりが大事だと思えますが、町長の考えをお伺いしたいと思えます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

私もそのとおりだと率直に思います。と同時に、先ほどの議論の中でも民主主義は多数決の原理だけではないと。まさに少数意見も取り入れながら、そして、それに対応しながら町全体を見回しながら、取り組んでいくというのが本来の姿だというふうに私自身も思います。

しかし、その中でもやっぱり財政は健全な運営をしていかななくてはならないのが議員ご承知のとおりであります。そういった中にメリハリをしっかりとつけながら、まさにかゆいところにも手が届く、そういう町政の推進は喫緊の課題ですし、さらに取り組む重要課題の一つだというふうに考えますので、今後ともそういった部分につきましても、対応してまいる所存でありますし、またそれを例えば地域懇談会の中でもお話しさせていただきましたが、私たちは皆さんの意見を聞くのみならず、こうして21行政区を一緒に回らせていただきながら、つまり100%要望に応えられない部分もあります。しかし、そういった部分も町としても、だからもう少し時間をこの部分は欲しいとか、そういった今すぐ対応できない理由等も、そういったことを逆に町から皆さんにつなぎながら、そして理解をいただきながら、進めなくてはならない行政運営の最大の課題があるというふうに捉えております。そういった部分も含めながら、さらに真摯に向き合いながら、対応して実践してまいりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

大変力強いお答えをいただきました。

次に進みます。次に道路問題についてのご答弁をいただきましたが、今回の内容も前回の質問での答弁とほぼ同じだというように思います。

これは、早期の事業着手に向けて法務局、あるいは土地所有権問題の解消に努めるとのお答えをいただいたところでございますが、陳情書等が提出をされて以来、もう30年余りの間、この問題が塩漬けとなっておったわけですよ。前回の答弁から、検討するということから解消に努めるということで、少しは前に進んだのかなというように思っております。

そこでお伺いをしますが、前回の質問のときよりも事務的にこの問題が進んでいるのか否かお聞かせをいただきたい。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

事務的にどれだけ進んでいるのかというご質問でございます。

町長答弁にもございましたように、法改正などありまして、事業執行する際に所有者が不明な土地で困っているところはないかということで、法務局のほうから調査依頼来まして、それで令和2年度に当町としてもこの道路計画があつて、なかなか執行できないところがあるということで調査を依頼し、その調査の対象地に選ばれまして、昨年度から法務局さんのほうで作業を進めているところです。

さらに、最近ですか、去年の11月に登記官のほうが実際、土地関係者の方を訪ねまして、どういう状況で管理しているかということ聞き取り調査を行っております。その結果、いろいろ相続関係でできないものが1種類と、あとはそもそも登記簿の権利の部に表示がなくて、表示の部に名前があっただけでなかなか特定できない土地の2種類あったわけです。でも、その土地を両方管理している団体として取り扱うことができるのではないかという回答で、昨年12月にいただいたところでした、それをもちまして、それができるかどうかを今いろいろ法務局さんのほうと役場のほうと土地関係者さんのほうで連絡を取って、今、作業を進めているところでございます。

そうなれば、例えば相続が必要な方の書類を集めるよりは、その団体を法人として法人登記ができるのではないかと、そういうことを今模索している段階ですので、うまくいけばそういう方向にも行くのではないかと、今検討させていただいているところで、かなり進行しているところかと思われま。

その共有地につきましては3種類ございまして、56人共有、61人共有、62人共有ですので、そのうちの相続関係でいえば60人共有のほうですと、3分の2ぐらいがまだ相続なされていないということなので、40人ぐらいの相続を全部集めるとなると、かなりの時間を要するので、違う方法を模索したほうがいいのかということ今動いている状況でございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

本日の会議時間が予定より遅れておりますので、あらかじめ延長をお伝えしておきます。よろしく願いいたします。

それでは、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

一歩踏み出したなというお答えをいただきました。

いずれ、これもなかなか難しい難題ではございますが、いずれにしても当局としてもこの問題に対して手を緩めることなく進めていただきたいと思います。いずれ、完成に向けてという話にはならないだろうと思うけれども、前向きにこれから進めるのだという、そういう意気込みを町長からお話しいただきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

この大平線につきましては、議員も大変熟知している場所だというふうに認識いたしております。そういった中で、当初要望、陳情出された時点では、平泉町が調査して、そして現地の方々ともお話しさせていただいた経過がありますが、その時点では、かなり先ほど課長が答弁した内容であって、まずは今の状況の中では、用地的にも大変まずできないだろうと、できませんと。それを遡って登記簿関係しつかりやらないと、これは何代にも遡ってでありますし、今、言った内容が全部含まれております。しかし、それが先ほど説明したように、今、法務局



で調べて、今、調査してやれる、そういう制度に変更になったことによって、道は開けたというふうに思っております。そういった意味では、進んでいるのか、進んでいないのかという質問に対しては、進んでいる、そういう状況に開けたというふうに認識いたしております。いずれ、今後団体として登記して、それが実現するのであれば、また町としても整備の方向で、今後検討させていただくということになりますので、今後ともよろしく願いいたしたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

先が少し明るくなったような気もするので、今後ともよろしく、それに向けての手を緩めることなくお願いをしたいと思っております。

次に、桜森ではなくて、地元では「さらもり」と言っていますが、いずれこの線についても、これまでも調査あるいは検討するというお答えをいただいております。私ももうそろそろ検討調査は終わっていいのではないかとこのように思いますが、そこらあたりの考え方お願いします。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

桜森線につきましては、答弁にもありまして、一部というか、平成22年に改良は行っております。特に碎石の流出が激しいということで、それを抑えるために、急勾配のところを改良舗装したというところで、なだらかな部分は残ってしまったという状況でございます。

この周辺には、5件の住宅ですか、ございまして、生活道路として使っているわけでございます。その中で、町内にでもまだまだ生活道路として使っている未改良町道がおよそ9キロほどございます。これはどこも生活道路として住居に続く道路でございますけれども、その中で状況を見まして、優先順位をこちらとしてもつけざるを得ないのでございますけれども、順次、整備を進めていきたいと思っております。

その中には、今年も整備しておりますねずみ沢線とか、あとは来年度以降調査に入ろうとしている大佐3号とか樋の沢大佐線とか、そういう路線も含まれております。そういういろんな条件、緊急性というのは安全性もありますけれども、そういう面を見ながら優先順位をつけさせていただいて整備を進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたしたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

今の件は、これ以上は申し上げます。

道の駅に関することですが、世界遺産ガイダンス施設による相乗効果、あるいはレ

ストランの人気の看板メニュー、町民に足を運んでいただけるような取り組みをするとご答弁をいただきました。

実は、この関係にあっては、なかなか町民というか、農家の皆さんが利用する機会が薄いというか、欲しいものがないと言ったほうが早いだろうと思う。そういうことからして、この質問をしていますが、いずれ今のままだと、ここで言っちゃいけないのだけれども、やっぱり収支の関係だったり、さっぱりさっぱり三角が多くて、そういう意味合いからして今回質問していますが、やっぱり直接町には関係ないのだという話をされたいよね。それは言わないでくださいよ。そういうことですから、やっぱり売るそのもの、商品開発だったり、様々な町民の欲しいもの、要望される商品を扱う、そういう方向づけをしないと、ますます大変なことになるのだらうというように私は思いますが、そこらあたりの考え方というか、考えただけでは駄目なのです。あの施設そのものがどうにかしないと、この問題にあってはいい方向に向かないだろうと思いますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

道の駅のこの1期の指定管理の中で、積み残し課題等についても指導しながら取り組めていない部分というものについて、ぜひ取り組むようにということで、この間、いろいろ協議をしていきました。それがまさに町民の皆さんに足を運んでいただくような取り組みというものでございまして、町長の答弁の中でいろいろメニューとか、あとはガイダンスセンターとの相乗効果というのにはありますが、実は指定管理制度運営委員会の中で、私どもの担当課になりますので、事前の担当課評価をさせていただきました。申請書を見ると、いろいろな取り組みは書いておりますが、一番やはり欠落しているのが町民の皆さんに利用いただける施設、これについては、私は強く指摘をさせていただいたところでございます。それが今ご指摘をいただきました欲しいものがないものをしっかりつくっていく、そしてもう一つ書いているメニュー開発もそうなのですが、例えばそのメニュー開発においても町内産の野菜を使うことによって、これは農家の方にも収益にもつながっていくということになりますので、様々な効果を生んでいくと思います。ですから、町民の方が足を運ぶ取り組み、これが一番の課題だというふうに思っておりますので、そこは一緒に考えかなと思います。そこを一番強く今後も連携しながら取り組んでまいりたい、指導していきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いわゆる欲しいものが買えない、そういうことは、いずれ売場の狭さだったり、様々なことがあるだろうと思います。

手っ取り早く言うと、いわゆるホヤの冷凍だとか、ああいうものだけではなくて、もっと毎日欲しい、そういう品物をそろえる必要があるのではないかということです。そうするには、

どうするのよという、いろいろ縛りがあったり、様々なことがあるだろうとは思いますが、そういう部分のいわゆる店内のレイアウトを変える等々の考え方についてはありませんか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

あそこは国交省と町の合築といいますか、施設が一体となったものということですが、産直部分については町の施設、これは町100%の施設ということになります。ただ、産直の部分だけを改装して広げるというふうなことは、改装はできますが、外に広げるとなると、供用部分であったりとか、こういう国交省との検討が当然必要になってまいります。今、ご指摘のあったとおり、やはり物理的に場所が狭いというのは一つの原因というふうに捉えております。

道の駅でも、そこについてはやはり問題意識として持っておりまして、例えば今回のガイダンス施設がオープンしたことによって、あそこで昼食を取る団体客がやはり増えてきているというふうな状況もありますので、そういった対応も含めて施設の増築といいますか、施設の見直しといいますか、使い方の変更といいますか、それについてやっぱり問題意識として持っていて、ぜひやりたいという話もいただいておりますので、ただ、これについては道の駅としてしっかり収益を上げた上で、やはり対応していただきたい部分もありますので、これは一体的に考えながら、国交省とも協議しながら、それが可能なのかも含めて検討してまいりたいと思っております。

欲しいもの、毎日の買物に必要なものを売ると、例えば今、中でできないものについては移動販売車等を外に置くというふうなことも考えられますけれども、いろんな選択肢を今集めている段階というふうに思っていますので、様々な取り組み検討しながら、そういうふうな対応をできるようにしていきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

お答えをいただきました。

いずれ、商売ですから、三角よりはプラスのほうがいいよということです。そのためには、どうするかという話をしていますから、ぜひこの関係にあってもできることは必ずやってほしいなど。ただ、国交省どうのこうのという縛りの関係はそのとおりあると思いますから、できる範囲で、何とか町民に親しまれる、あるいは買物ができる、喜ばれる、そういう施設になってほしいなどというふうに願っておりますので、ぜひ検討いただいて、それこそ検討ではなくて、やりますというお答えいただきたい。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

先ほども申し上げましたとおり、様々、あそこは観光客も当然利用されますし、道路を使っている方々が寄るといふようなこともありますので、当然そういったほかの道の駅よりも優位なところもあります。そういった今品ぞろえもなっている部分もございますけれども、やはり先ほども申し上げましたが、町民の方にやっぱり利用いただくというところは、今後の2期目の一番の最重要課題として取り組んでまいります。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、新しい施設ができることによって、旧図書館あるいは公民館、今後どうするのだろうかなんていう思いから今回質問しておりますが、いずれ廃止をするということはそのとおりだと思いますが、5年以内に廃止をしなければならないというふうにお答えをいただいております。5年というのは、もう既にすぐそこまで来ていますから、恐らく町長の頭には、あの場所はこうなるのだと、この場所はああなるのだというような青写真があると思うのですよ。もしそういうお考えがありましたら、お答えをいただきたい。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

青写真があるのではないかとというご質問であります。その青写真を描くために、様々な情報を今収集している段階というふうを受け止めていただきたいというふうに思います。というのは、今度、学習交流施設としてオープンするわけですし、そんな中で今の図書館、図書館もそういった意味では、今後、あの建物をそのまま使うということには、先ほど答弁したとおりであります。しかし、第三者があれを買って、またそれを取得してといいますか、それを町としてお借りするという、建物を壊さないで、やる方法も実はあります。また、更地にして、そしてよく町民の皆さんにもお話しされるのが、保健センターに行ってもとても駐車場が狭くて、何とか車社会だから、そういった中では、今回の学習交流施設も含めながら、駐車場はできるわけですが、そういった部分での駐車場の課題もありますので、総合的にやはり判断していかななくてはならない、そういう段階にあるというふうに思っております。

また、公民館跡地については、かつては公民館、そして図書館もありました。そして、体育館もありました。今後、体育施設等の要望もありますし、またさらに世界遺産の資産のすぐ近くでもありますし、新たな建物ということよりも、ああいった場所の今後の活用方法というのは、大変魅力というか、町の世界遺産の資産をさらに活用しながら発信していく、高台にもありますし、そういった部分では、もう少しさらに検討が必要な、ここ一、二年、特に必要な場所かなというふうに思っておりますので、青写真にはもう少し時間をお借りしたいと思っております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

施政方針の中にあっても、今まであった分譲地が完売したということがありました。新たな分譲地を求めるといようなお話があったわけですが、私がこの質問をしているということは、花立のあの場所がそういうものに該当をするのではないかという思いがあったものですから、質問しているところでありますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今の跡地ということでしたので、町の住宅については触れませんでしたけれども、いずれ町の住宅も、あの地域もいずれは解体し、そして一体的に整備を進めていく、そういう部分に先ほどの答弁の中に含まれるというご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

だんだん思いが伝わってきたようでありますから、いずれにしても本町の人口減少に関する部分も関係するわけですよ、この問題は。やっぱり町外に行くという、そのことは例えば住宅がなかったり、自分の思うような分譲地がなかったり、いろんな関係があるとは思いますが、そのことをやっぱり研究をしながら、前向きにこれからの分譲地にあっても、今、言っているように、あの辺がいいのかなという思いがありました。あそこにあっては、世界遺産の関係で発掘等々に関する部分はありませんか。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（千葉登君）

現在の公民館、それから旧体育館につきましては、あれはもう土地の形状いじっております。形状はもう変えておりますので、発掘調査の必要はございませんが、景観上、あそこは大きな建物だったり、人工的な目立つものというのは難しいのかなというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

そうすると、ビルディング建てるわけでも何でもないので、十分可能だということですから、ぜひこの平泉町の大きな課題であるところの人口減少問題だったり、あるいは農業問題、いろいろ課題が大きいわけですが、青木町長の手腕を持って課題解決に向けてご奮闘をいただきたいというふうに思いますので、決意をお願いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

いずれ、住み慣れた地域で安心して、そして安全に暮らせる、そして持続可能な地域をつくるため、さらに粉骨砕身突き進んでまいりますので、なお一層のお力添えとご指導を賜りたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

町長からは前向きな答弁をいただきました。

いずれ、本町にあっても様々な大きな課題があるということはそのとおりでございますので、これからも私もできる限りのお力になればというように思っておりますので、今後とも平泉町発展のために、町民のためにご奮闘いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで千葉勝男議員の質問を終わります。

---

議 長（高橋拓生君）

本日の日程は全て全部終了いたしました。

なお、次の本会議は明日8日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 5時17分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 升 沢 博 子

同 大 友 仁 子